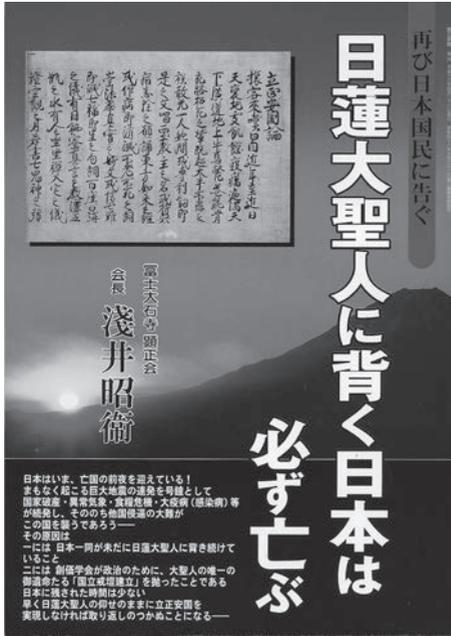


研究・調査プロジェクト報告

顕正会諫暁書『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』の検証

小瀬修達

序、『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』（浅井昭衛著）



本書は、顕正会会長浅井昭衛著による自称「諫暁書」であり、同会会員が各支部より一冊百円で購入、諫暁・折伏と称して無差別に送付し、一般社会に広く不安を与えている。発行部数は累計一千万部以上と推定される。今回は、社会に対する影響が甚大であり、教義・主張を網羅した同書を顕正会基礎研究の対象とした。

顕正会による「諫暁書」は、平成九年、第一回一国諫暁開始の際、同会会長浅井昭衛著『日蓮大聖人に帰依しなければ日本は必ず亡ぶ』を発行したのが最初である。今回、研究対象とした『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡

『ぶ』は、平成十六年、第二回一國諫暁開始と共に発行された諫暁書の第二弾である。本書と第一回諫暁書との主な相違点は、亡国の予兆を平成九年の彗星大接近から東海・関東の巨大地震とした点や、亡国の原因を「日本一同の仏法違背」と「創価学会の御遺命違背」の二つに明確化した点、平成十年の大石寺正本堂解体以降の創価学会の動向を第二章「二、創価学会の仏法違背」に加えた点等である。内容から推測すると同書は、平成元年、信徒読本として発行された『日蓮大聖人の仏法』を底本として第一・二章に配し、現在の各災難を取り上げ序章とし、布教配布（諫暁）用に解説したものとも考えられる。

本書の構成は、序章・第一章・第二章・終章の全四章から成り、現在起きつつある各災難を取り上げ「序章」とし、「第一章、日蓮大聖人とはいかなる御方か」では、原理となる日蓮本仏論と現証を示し、「第二章、亡国の二因」に、災難の原因である日本一同の仏法違背と創価学会の御遺命違背を取り上げ、「終章」に亡国の時が迫る故に日蓮大聖人の御遺命である国立戒壇設立を急務として訴える内容である。

平成九年、第一回一國諫暁開始。諫暁書『日蓮大聖人に帰依しなければ日本は必ず亡ぶ』を発行。

平成十年、大石寺正本堂解体。

平成十六年、第二回一國諫暁開始。諫暁書第二弾『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』を発行。

序

I 概略『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』

II 仏法違背により災難の起こる理論

III 大石寺教学、日蓮本仏論

結

I 【概略】『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』

先ずは、本書の内容を概略し、流れを見てゆく事とする。

序章 日本国いま亡びんとす 日本は今、亡国の前夜。巨大地震の連発を号鐘として、国家破産、異常気象、大飢饉、大疫病等の

災難が統発。亡国の大難たる自界叛逆（国内の分裂抗争）、他国侵逼（外敵の侵略）が起る。日本を救う為本書を著した。

亡国の予兆 『立正安国論』「一切の人衆皆善心無く……」人心の荒廢。政治腐敗、親殺し・幼児虐待等凶悪な犯罪が増。

仏法と世法 仏法は根底の理法、世法は表層の理法。正しい仏法に背くときには、国は必ず亡びる。

末法の御本仏・日蓮大聖人 末法では久遠元初自受用身日蓮大聖人が、根源の大法（題目）を以て、全人類を救済する。

「日蓮によりて日本国の有無はあるべし」 日蓮大聖人を信するか背くかにより、日本国の有無・人類の存亡が決する。

諸天の働き 宇宙的スケールの力用を持つ「諸天善神」が、日蓮大聖人を常に守護し、背くと罰を与え災難が起きる。

なぜ、いま亡びんとするのか 日本全体の仏法違背と創価学会の御遺命違背。この二悪により亡国の危機にある。

亡国の大難は刻々迫る 冒頭に述べた「巨大地震・国家破産・大飢饉・大疫病・他国侵逼」等の具体的解説。

〈巨大地震〉 小田原地震・東海地震・東南海地震・南海地震・首都圏直下地震の予知（学術書を引用）。亡国の予兆。

〈国家破産〉 国家の借金は総生産（GDP）比でも世界最悪。巨大地震が発生すれば、国家破産も同時発生となる。

〈大飢饉、大疫病〉 世界規模の異常気象による「大飢饉」。病原体ウイルスの大規模な感染症による「大疫病」。

〈他国侵逼の影〉 国際テロ組織・北朝鮮・中国の脅威。全ての災難は、諸天善神による仏法違背の仏罰である。

第一章 日蓮大聖人とはいかなる御方か

日蓮大聖人は、三大秘法という根源の仏法を以て、末法の全人類を現当二世に救済する、下種の本仏である。

一、末法下種の本仏 正像二千年の間に過去下種（本已有善）の者は得脱した。末法は、未下種（本未有善）の衆生へ下種の時。釈

尊は熟脱の迹仏、日蓮大聖人は、久遠元初自受用身（本仏）が人間の姿（名字凡身）で現れた下種の本仏である。

三大秘法 「本門の本尊」は、大石寺板曼荼羅。「本門の題目」は、板曼荼羅を対境とした唱題行。「本門の戒壇」とは、日本國中

が唱題する広宣流布の時、一国の総意をもって富士山下に建立される国立戒壇をいう。

二、釈迦仏の予言証明 日蓮大聖人は、釈尊の予言証明（「如日月光明」以下）によって末法に出現した久遠元初の本仏である。

三、大智恵、大慈悲、絶大威力 仏の偉大さは、大智恵と大慈悲と絶大威力に表される。

大智恵 本仏日蓮大聖人の大智恵は、時間的には三世を尽くし、空間的には宇宙法界（十界三千の諸法）の奥底を窮める。

大慈悲 仏果を成就された大聖人は大慈悲を起こされ御本尊（大石寺板曼荼羅）を顕わし、全人類に授与された。

現当二世の大利益 現世には宿命が変わって幸せになり、後生においても大衆を得る。これを現当二世の大利益という。

絶大威力 本仏日蓮大聖人は大慈悲の化導にあたり、宇宙的スケールの力用を持つ諸天を随え申し付ける絶大威力をもつ。

四、竜の口の大現証

諸宗はなぜ邪法か 諸宗は、それぞれの依経（方便）に固執して法華経を誹謗している。故に悉く墮地獄の邪法である。

巨大地震 正嘉元年、巨大地震が五月・八月・十一月と三たび連発して鎌倉を襲った。この地震を機に異常気象・飢饉が続いた。

立正安国論 『立正安国論』の御予言（他国侵逼・自界叛逆の二難）は、まさに諸天の動きを見据えての、仏智のご断定である。

念仏暴徒の草庵襲撃 夜討ちを実行した念仏者たちの背後には、幕府内で隠然たる勢力を持つ北条重時（執権の実父）がいた。

伊豆流罪 御本仏を流罪に処した罰で重時はその翌月、執権長時は三年後没した。三男・時茂、四男・義政も相次いで夭折。

小松原の法難 東条景信は大聖人の御額に傷を負わせた。「出仏身血」の大逆罪を犯した現罰で直後に重病を發し狂死した。

文永の大彗星 大聖人を迫害する故に、諸天善神は怒りをなし、大地震・大彗星を以てその国を威し、二難を起す〔法蓮抄〕。

諸天善神とは 諸天は大梵天・帝釈天・日天・月天・四王天等、善神は天照太神・八幡大菩薩等、宇宙に具わる仏法守護の働き。

諸天はなぜ大聖人を守護するのか 一には末法弘通の大神を報じる為、二には法華經会座での積尊との誓いを果す為。

諸天の力用 大彗星、大地震、ウィルスも、表面の発生メカニズムはともかく、その根底には日・月の力が作用している。

大蒙古より国書来たる 文永五年正月十八日、大蒙古より「属国となつて朝貢しなければ侵略する」旨の国書が到来した。

公場対決を迫る 文永五年十月十一日、大聖人は公場対決申し入れの書状を十一箇所に送られた。〔十一通申状〕

良観 祈雨に敗れる 文永八年六月、極楽寺良観は十四日間の雨乞いの祈禱に験なく、日蓮大聖人の申入れに敗れた。

良観の譏奏 文永八年九月、良観は行敏を通し、幕府侍所所司平左衛門尉頼綱へ大聖人を譏奏。

「日本国の柱を倒す」 文永八年九月十二日の午後五時ごろ、平左衛門は数百人の武装兵士を率いて大聖人の草庵を襲った。

八幡大菩薩を叱責 十二日の子の刻、竜の口の刑場への途中、鎌倉八幡宮の前にて、馬上の大聖人は八幡大菩薩を叱責。

国家権力がひれ伏す 刑場・竜の口にて光物の出現により大聖人は斬首を免れた。国家権力がその大現証の前にひれ伏した

兵士たちの帰依 竜の口の大現証こそ日蓮大聖人が本仏である証。これを見た兵士たちの帰依信頼は広宣流布の瑞相である。

五、蒙古の責めの大現証 「蒙古の責め」の大現証を通して、日蓮大聖人の絶大威力を拝見する。

佐渡流罪 文永八年十月十日、大聖人は依智を発ち、同二十八日、佐渡に着かれた。

阿仏房夫妻の帰依 配流の地、塚原三昧堂にて阿仏房夫妻の献身の外護が始まった。次いで、国府入道夫妻も入信した。

野外の大法論 文永九年正月十六日、塚原問答での日蓮大聖人の圧勝。大聖人の威力のほど、眼前に拝する思いである。

自界叛逆の予告 北条時輔の乱。下種の御本仏である大聖人が日天・月天に「申し付け」給うたこと〔撰時抄〕により起きた。

開目抄 開目とは、大聖人が諸仏の本源たる久遠元初の本仏で、末法は一切衆生の主・師・親であることをの自覚である。

佐渡より帰還 御赦免。時宗が「許した」のではなく、大聖人が諸天に申し付けて、御赦免された（最蓮房御返事）のである。

最後の諫暁 平左衛門に最後の諫暁。大聖人流罪の大科により国は亡んで当然であるが、これを救わんとの大慈悲であった。

鎌倉を去る 大聖人が諫暁を止め鎌倉を去られたことは、まさしく諸天への「禁め」がいよいよ解かれたことを意味する。

大蒙古ついに襲来 文永十一年十月、元寇。大聖人の御化導を助ける諸天の治罰によるもの。

熱原の法難 熱原の農民は、大聖人への信心をもって国家権力の威しに勝った。彼等を願主とし「本門戒壇の大御本尊」を図顕。

蒙古 再度の責め 弘安四年五月、蒙古再襲来。亡国を免れたのは実に大聖人の御守護による。下種御本仏の絶大威力。

六、「日蓮によりて日本国の有無はあるべし」

以上「竜の口」と「蒙古の責め」の大現証を通して日蓮大聖人の絶大威力を拝見してきたが、大聖人の「申し付け」に応じて諸天善神の感応することは、まさに響きの声に応ずることである。この事実を見るとき、誰人が諸天善神の存在を否定できようか。

第二章 亡国の二因

日蓮大聖人の御入滅よりすでに七百二十余年。亡国の原因は、「日本一同の仏法違背」と「創価学会の仏法違背」の二つある。

一、日本一同の仏法違背 日本国民全体の帰依のもと国家意志の正式表明を経て本門戒壇を建立、「本門戒壇の大御本尊」を安置し奉るべしという大聖人の御遺命に対し、国民全体が背いている。

「自他の叛逆 歳を逐つて蜂起せん」 大聖人滅後より幕末までの五百数十年は自界叛逆（内戦）の時代であり、明治より敗戦までの百数十年は他国侵逼の時代であった。

「前代未聞の大闘諍」は迫る 日本の人々が背き続けての最終段階、即ち広宣流布の前夜には、未だ嘗てない大戦争が世界的規模でおこる（撰時抄）と予言されている。第三次世界大戦こそ、それに当らう。そして米中対決のとき、日本はいよいよ他国侵逼の大難に襲われる。その前相には必ず巨大地震が起こる。

諸天は忘れず 最終段階に、梵天・帝釈等の治罰によって他国の責めがおこり、このとき初めて日本一同、心から日蓮大聖人を

信じ南無妙法蓮華経と唱えるにいたる。

二、創価学会の仏法違背 創価学会は二代戸田会長の時までは仏法違背がなかったが、第三代池田会長の身に魔が入り、大聖人の正義に背いた。(一)日蓮大聖人の御遺命に違背。(二)日蓮大聖人出世の本懐たる「本門戒壇の大御本尊」を蔑如。(三)謗法の邪宗に与同。

(一)日蓮大聖人の御遺命に背く 創価学会は公明党結成以降、違憲として御遺命の「国立戒壇」設立を否定するようになった。

1. 御遺命とは何か 広宣流布の時、国家意思の正式表明を以て富士山下に本門戒壇を建立し、仏国を実現すること。

「二期弘法付嘱書」の御教示 『身延相承』（日蓮一期弘法付嘱書）の富士山に本門戒壇を建立すべしと云う「御遺命」。

「三大秘法抄」の御教示 本抄には「時」（末法濁悪の未来日本国）、「手続」（勅宣・御教書）国家意思の正式表明、「場所」（靈山浄土に似たらん最勝の地）富士山天生原）等が明示されている。

富士大石寺歴代先師の文証 大石寺五九世日亨、六四世日昇、六五世日淳、六六世日達に「国立戒壇」の文証がある。

創価学会も国立戒壇を主張 二代戸田会長や公明党結成前の池田会長は「国立戒壇」を主張していた。

2. 国立戒壇否定と正本堂のたばかり 「国立戒壇」を違憲として否定し、「正本堂」を「御遺命の戒壇」にすり替え建立した。

「法主」を籠絡 六六世細井日達管長が学会に協力し、「正本堂」が「御遺命の戒壇」に当たると証言した。

誑惑の大合唱 宗門と学会は共謀し「正本堂」を「御遺命の戒壇」にすり替え建立したが、平成十年取壊された。

3. 御遺命守護の戦い

第一次諫暁

「正本堂に就き宗務御当局に糺し訴う」 昭和四五年四月、浅井会長『正本堂に就き宗務御当局に糺し訴う』を發行。

細井管長と対面 送達の日々、細井管長と対面し、正式な国立戒壇は広宣流布の時、天母山に建立すると確認した。

「事の戒壇」の定義変更のたばかり 以降、細井管長は「事の戒壇」の「正本堂」説と「天母山」説の変節を繰り返した。

共産党の質問主意書 共産党は公明党の「国立戒壇」設立を目指した宗教活動を憲法違反と批判した。

「国立戒壇を永久放棄せよ」 創価学会は共産党等の「国立戒壇」違憲論を受けて、宗門に「国立戒壇」永久放棄を要請。再び細井管長と対面 細井管長より浅井会長に「国立戒壇」放棄を要請。

「四箇条に従え」 管長より①国教化しない、②国立戒壇でなく民衆立、③正本堂が事の戒壇、④既に広宣流布成就の通達。臨時時局懇談会 総本山大客殿で臨時時局懇談会が開催された。共産党対策として国立戒壇を民衆立に改める案に反論。

政府への欺瞞回答 創価学会は①本門戒壇は信者の総意、②正本堂が本門戒壇、③本門戒壇は国家権力と無関係と回答。

国立戒壇放棄の公式決定 創価学会本部総会にて、細井管長は「国立戒壇放棄の宗門の公式決定」を発表。

対面所で学会代表と論判 総本山対面所で学会幹部と対談、細井管長は正本堂本門戒壇説を取り消し学会も合意。

誑惑訂正の「確認書」 右合意に対し、学会に「確認書」を求め、昭和四十五年九月、池袋法道院にて宗門立会の下署名。

第二次諫暁 池田会長は「確認書」を撤回し、再び正本堂を本門戒壇と主張した。

「正本堂に就き池田会長に糺し訴う」 右違約に対し、浅井会長は諫暁書「正本堂に就き池田会長に糺し訴う」を発行。

宗務院を楯とする 宗務院は院達にて「正本堂は現時における事の戒壇」とし、御遺命の本門戒壇は将来に属するとした。

宗務院の回答 宗務院からの回答書は「正本堂は現時における事の戒壇」と定めた上で妙信講（頭正会）の国立戒壇説を論難。

「妙信講作戦」 学会は阿部教学部長と共謀し妙信講（頭正会）の国立戒壇論を否定・中傷する「妙信講作戦」を展開。

「正本堂訓諭」を發布 細井管長は訓諭に「正本堂は広宣流布の暁に本門寺の戒壇たるべき大殿堂」と公言した。

池田会長に公場対決せまる 宗門より公場対決の撤回、違背した場合解散処分（宗規）の令達。学会は公開討論を辞退。

悪書「国立戒壇論の誤りについて」 池田会長は阿部教学部長に「国立戒壇論の誤りについて」を執筆させ、妙信講を非難。

阿部教学部長 辞表を提出 国立戒壇否定の阿部部長と早瀬総監は、先に立会った「確認書」に違背したとして辞表提出。

細井管長 訓諭を訂正 細井管長は訓諭の正本堂を本門戒壇とする箇所の訂正を約束するも、学会の圧力に屈し取消。

「聖教新聞」で誑惑訂正 浅井会長の諫めに、学会は本門戒壇成就・広宣流布達成を取消し、「聖教新聞」に訂正文を掲載。

戒壇の大御本尊 御遷座 昭和四十七年十月七日、戒壇の大御本尊（板曼荼羅）が奉安殿より正本堂に御遷座された。

第三次諫暁 昭和四十九年四月、妙信講（顕正会）に国立戒壇説を撤回しなければ総本山登詣不許可の通告。対立を決意。

解散処分下る 昭和四十九年八月、妙信講（顕正会）に解散処分が下る。理由は国立戒壇の名称使用と訓論の異議申し立て。

悪罵の嵐 解散処分以後、細井管長は法華講連合会で、阿部教学部長著「本門事の戒壇の本義」を解説、国立戒壇説を論難。

御在世の信心 解散処分、国立戒壇説の中傷にも妙信講は動ぜず、熱原の法華講衆に習い、戒壇の大御本尊の願主を誓う。

学会・宗門に亀裂 解散処分の頃より、学会（池田会長）・宗門（細井管長）の間に対立が生じ、学会は月例登山を激減さ

せる。

細井管長 急死 昭和五十四年七月二十二日、細井管長は総本山近くのフジヤマ病院にて入院中、発作により急死。

第四次諫暁

阿部日顕管長の登座 細井管長の急死後、阿部総監は「内々御相承を受けていた」との自己申告をして管長に就任。

「早く遷座し奉るべし」 大御本尊を正本堂から元の奉安殿に戻す様諫暁。昭和五十七年秋、妙信講から顕正会に改称。

「本門寺改称」へ二人三脚 池田会長と阿部管長は共謀し、大石寺開創七百年に際し、大石寺を本門寺に改称すると計画。

「正本堂の誑惑を破し懺悔清算を求む」 浅井会長は上記題名の書を著し、総大会で全会員に本門寺改称反対を訴う。

再び自界叛逆おこる 平成二年の大石寺開創七百年法要にて、阿部管長は本門寺に改称せず、後に創価学会を破門した。

罪を池田に着せる 阿部管長は、正本堂を本門戒壇とする説は池田会長に端を発するとして、池田に罪を着せた。

一国諫暁に立つ 平成九年六月、浅井会長は諫暁書「日蓮大聖人に帰依しなければ日本は必ず亡ぶ」を著す。会員五十万。

不思議の還御 平成十年四月、大石寺正本堂は取り壊され、戒壇の大御本尊（板曼荼羅）は奉安殿に還御された。

改悔なき輩 諫暁空しく、池田会長・阿部管長は「国立戒壇」を否定。国立戒壇説は、御書に無い・田中智学の説とする。

(二)本門戒壇の大御本尊を蔑如 池田会長は、正本堂完工式に先駆けた工作により、ローマ法王庁の神父二人を招待した。

「偏狭にこだわらない」池田会長は、ローマ法王庁・信徒評議会議員に「板曼荼羅（本門戒壇）に偏狭にこだわらない」と発言。

観念文と会則から削除 池田会長は、学会版経本・創価学会会則から「本門戒壇の大御本尊（板曼荼羅）」を削除。

(三) 謗法の邪宗に与同 今の創価学会は、公明党選挙と池田会長のノーベル平和賞獲得の為、平然と他宗教の謗法に与同している。

全邪宗に友好の「御挨拶」 選挙を控え全日本仏教会・新日本宗教団体連合会・神社本庁に友好を求める挨拶文を送付。

立正佼成会開祖の葬儀に参列 平成十一年十月、立正佼成会開祖庭野日敬の葬儀に創価学会代表三名を参列させる。

世俗の名利求めて謗法与同 名誉称号獲得・「ガンジー、キング、池田展」の開催等で外道と与同、ノーベル平和賞を狙う。

結章 日本に残された時間は少ない 日本は仏法・法華経有縁の国であり、日蓮大聖人の仏法はやがて全世界に広まる。

聖徳太子の仏法守護 物部氏を倒し、仏法を擁護・国教とした聖徳太子は、随に諂うことなく国交を成立させた。

伝教大師の法華経宣揚 伝教大師が比叡山に迹門戒壇を建立した理由は、日蓮大聖人三大秘法弘通の露払いであった。

御本仏出現 末法に出現された、御本仏日蓮大聖人の御遺命に背く日本国民に、諸天は大罰として亡国の大難を起す。

残された時間は少ない 巨大地震・国家破産・日中対立等、亡国の時が迫る故に一国総意の本門戒壇設立が急務である。

※以上に概略した通りの内容・構成である。

【検証】『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』

前節で概略した通り、本書は次に示す構成である。

『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』

序章 「日本国いま亡びんとす」…仏法違背により災難の起きる原理の解説。

第一章 「日蓮大聖人とはいかなる御方か」

…〔一〕三節〕日蓮本仏論等大石寺教学と〔四〕六節〕日蓮本仏による現証の解説。

第二章 「亡国の二因」…〔一節〕日本一同の仏法違背と〔二節〕創価学会の御遺命違背の解説。

終章 「日本に残された時間は少ない」…亡国の時が迫る故に国立戒壇設立を急務として訴える。

本稿では、以上の全四章から成る内容を次に示す章に配して検証してゆく事とする。

Ⅱ 仏法違背により災難の起こる理論…「序章 日本国いま亡びんとす」

Ⅲ 大石寺教学、日蓮本仏論…「第一章 日蓮大聖人とはいかなる御方か」・「第二章」日本一同の仏法違背

Ⅳ 国立戒壇論・血脈相承問題…「第二章」創価学会の御遺命違背

結

Ⅱ 仏法違背により災難の起こる理論…「序章、日本国いま亡びんとす」

「序章」では、本書の題名である『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』原理を以下の通り解説している。

〈『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』序章なぜ、いま亡びんとするのか・諸天のはたらき〉

『日本一同の仏法違背に加え、創価学会の御遺命違背。この二悪が鼻を並べるゆえに、日本はいま亡びんとしているのである。（中略）』

では、大聖人に背くと、なぜこのように国に災難が現われるのか、罰があらわれるのであろうか。

それは、宇宙的スケールの力用を持つ「諸天善神」が、日蓮大聖人を常に守護し、その御化導を助けまいらせているからに他ならない。

立正安国論にはこの理を、災難のおこる原理に約して次のごとく示されている。

「世皆正に背き、人悉（ことごと）く悪に帰す。故に善神国を捨てて相去り、聖人所を辞して還らず。是を以て魔来たり鬼来たり、災起こり難起こる。言わずんばあるべからず、恐れずんばあるべからず」と。

文意を端的にいえば―もし一国こぞって日蓮大聖人に背くならば、仏法を守護する諸天善神の働きにより、国に災難が起こる―ということである。このことは、世間の常識では理解しがたいとは思われる。しかし、わかろうとわかるまいと、真実のことはどうしても言わねばならぬ。「言わずんばあるべからず」なのである。

では「諸天」とは何かというと、十界の中の天上界の衆生である。この宇宙法界には、仏法を守護する天上界の生命活動が存在している。梵天・帝釈・日月・四天等がこれである。目には見えないが、その存在を疑ってはならない。

この諸天の働きはどのようなものかといえ―もし一国こぞって日蓮大聖人を迫害すれば、諸天はまず大地震・大彗星・異常気象・大飢饉・大疫病（感染症）等を発生させてその国を諫める。しかるに迫害なお止まなければ、人の心に入って自界叛逆せしめ、ついには隣国の王の心を動かしてその国を責めしめる―と経文・御書には示されている。

地震・異常気象・ウィルスの発生など、自然現象と見られるものも、表面の発生メカニズムは科学者の説明するごとくかも知れぬが、その根底には、諸天の力用が作用しているのだ。まさに諸天の力用は時空を超えた宇宙的スケールなのである。』

(一) 仏法違背

「日蓮大聖人に背く」とは仏法＝顕正会の教義に背くことであり、①「日本一同の仏法違背」と②「創価学会の御遺命違背」を災難を引き起こす二大原因（二悪）として取り上げ「第二章」で解説している。

③「日本一同の仏法違背」とは、日本全国民の仏法＝顕正会の教義不信である。顕正会の教義は大石寺教学であり、戒壇論の解釈の違い以外、日蓮正宗の教義を継承している。本稿では、第三章「大石寺教学、日蓮本仏論」に解説する。④「創価学会の御遺命違背」とは、日蓮正宗・創価学会との対立を引き起こした国立戒壇設立問題である。本稿では、第四章「国立戒壇論・血脈相承問題」に解説する。

(二) 災難発生の理論構造

仏法違背により災難が起きて「日本が亡びる」原理は、最初に、日本で起きる可能性のある各種災難について【①科学的解説】を提示し、その根底に働く【②諸天善神処罰説】を説き、諸天善神は【③本仏日蓮大聖人の申付け】により仏法違背の日本に災難を引き起こすと結論付け、日蓮大聖人が本仏であるが故に起きた数々の【④大現証】を根拠として【各種災難】の予言を強調するという順序で説明している。

①科学的解説↓②諸天善神処罰説↓③本仏日蓮大聖人の申付け↓④大現証

①科学的解説

今後の日本に起きる可能性のある各災難について諸説を引用し科学的な解説をしている。

《巨大地震》 小田原地震・東海地震・東南海地震・南海地震・首都圏直下地震の可能性について石橋克彦博士（神

戸大物理学部教授）、松村正三博士（防災科学技術研究所室長）、溝上恵氏（地震防災対策強化地域判定会会長）の各説を引用し、巨大地震が他国侵逼の前相であるとする。

《国家破産》国家の借金（平成十六年度長期債務残高・その他合計一一〇〇兆）は総生産（GDP）比でも世界最悪であり、巨大地震が発生すれば、国家破産も同時発生で起きるとする。

《大飢饉、大疫病》FAO調査によると、世界では、八億四二〇〇万人（七人に一人）が飢餓状態にある。世界規模の異常気象による「大飢饉」で食糧自給率二八％の日本は飢餓状態に陥る。病原体ウイルスの大規模な感染症（動物由来感染症）による「大疫病」が地球規模で起きる可能性があるとする。

《他国侵逼》国際テロ組織（アルカイダ等）が日本をテロ対象としている。北朝鮮が長距離弾道ミサイル「ノドン」を二百基保有し、その内相当数を日本に向けて配備している。中国はアメリカに次ぐ世界第二位の軍事費国であり、日本全土を射程内とする新型中距離ミサイル「東風二一」を配備、沖縄を射程に入れた「東風一五」を開発し、尖閣諸島を侵略する可能性があるとする。

② 諸天善神処罰説

『地震・異常気象・ウイルスの発生など、自然現象と見られるものも、表面の発生メカニズムは科学者の説明するごとくかも知れぬが、その根底には、諸天の力用が作用しているのだ。まさに諸天の力用は時空を超えた宇宙のスケールなのである。』

「①科学的解説」に示した各災難の発生メカニズムの根底に、「宇宙のスケールの諸天の力用」が作用しているとす。即ち、日蓮大聖人を守護する諸天善神の働き（人知を超えた諸天の力用）により、仏法違背の処罰として国に①の各災難が起きると説く。諸天とは、十界中の天上界の衆生。梵天・帝釈・日月・四天等である。根拠として、『立

『正安国論』の善神捨国を以下の様に解釈している。

『立正安国論にはこの理を、災難のおこる原理に約して次のごとく示されている。

「世皆正に背き、人悉く悪に帰す。故に善神国を捨てて相去り、聖人所を辞して還らず。是を以て魔来たり鬼来たり、災起こり難起こる。言わずんばあるべからず、恐れずんばあるべからず」と。

文意を端的にいえば―もし一国こそぞつて日蓮大聖人に背くならば、仏法を守護する諸天善神の働きにより、国に災難が起こる―ということである。』

③本仏日蓮大聖人の申付け

『後生はさてをきぬ。今生に、法華経の敵となりし人をば梵天・帝釈・日月・四天罰し給いて、皆人に見懲りさせ給へと申しつけて候。日蓮、法華経の行者にてあるなしは是れにて御覧あるべし。かう申せば、国主等は此の法師の威すと思えるか。あへて憎みては申さず、大慈大悲の力、無間地獄の大苦を今生に消さしめんとなり』（王舎城事）

（同文 昭和定本九一七頁）

そしてこの大慈悲の化導を施すに当って、大聖人は絶大威力を以てなされる。絶大威力とは、御本仏の命を奪うこととは誰人もできないし、背けば人も国も亡びるといふ絶対の威徳である。

なぜ、そのような威力・威徳がましますのかといえは、日蓮大聖人は、宇宙的スケールの力用を持つ諸天を随え「申し付け」る御境界だからである。このことは「竜の口」と「蒙古の責め」の大現証を見れば如実にわかり、誰人も否定できない。』

『②諸天善神処罰説』は、日蓮大聖人が諸天に申しつけ処罰として引き起こしている。この様な事が可能な理由は、日蓮大聖人が本仏であるからに他ならないとする。結句、日蓮本仏論を根拠とするのである。

④大現証

「第一章 日蓮大聖人とはいかなる御方か」では、第一～三節に大石寺教学に基づく日蓮本仏論の解説、第四・五節に日蓮大聖人が本仏である故に、宇宙的スケールの力用を持つ諸天を随え申し付け大現証を起す絶大威力があると見て、その現証を解説する。

第四節「竜の口の大現証」では、正嘉元年の大地震に始まり、『立正安国論』の二難の予言は本仏の仏智によるものであり、小松原法難は「出仏身血」の大逆罪とし、竜口法難では、

『竜の口の法難は、大聖人が受けられた迫害の中でも最大の法難で、まさしく国家による絶体絶命の死刑であった。（中略）国家権力が、ただ一人の大聖人の御頸を切ることができず、その御威徳の前にひれ伏してしまったのである。（中略）まさしくこの大現証こそ、日蓮大聖人が法界を自身と開覚され、久遠元初の自受用身としての成道を遂げ給うたことを示すもの。平たく言えば、「仏とはかくなるものぞ」ということを全人類に、理屈ぬきの事実で見せて下さったものである。』

と、竜口法難を国家権力に対する本仏日蓮大聖人の勝利と位置付けている。

第五節「蒙古の責めの大現証」では、佐渡流罪に始まり、『開目抄』の項では、

『去年の十一月より勘へたる、開目抄と申す文二巻造りたり。頸切らる、ならば日蓮が不思議とどめんと思ひて勘へたり。此の文の心は、日蓮によりて日本国の有無はあるべし。』と、『種々御振舞御書』を引き、

『日蓮が不思議』とは、日蓮大聖人こそ末法出現の久遠元初の自受用身であられるということである。そして開目抄は「日蓮によりて日本国の有無はあるべし」の意を顕わした書であると仰せられている。（中略）久遠元初の御本

仏・末法全人類の主・師・親であられればこそ、もし怨をなせば諸天これを許さず、よって人も亡び国も亡ぶのである。この重き重き御境界を「日蓮によりて日本国の有無はあるべし」と仰せられているのである。』

また、『観心本尊抄』について、

『この御書は、大聖人がご凶顕された「南無妙法蓮華經 日蓮 在御判」の御本尊こそ十方三世の諸仏・諸経が生じた根源の法体であり、末法全人類の成仏の対境であることを明かされた、最も甚深といわれる御書である。』

と、「人開顕」・「法開顕」の御書を日蓮本仏開顕の書として解釈している。

「熱原法難」では、

『大聖人は竜の口るとき、絶大威力をもって国家権力をひれ伏させ給うた。そしていま熱原の農民は、大聖人に南無し奉る信心をもって、国家権力の威しに勝ったのである。』

大聖人はかかる法華講衆の出現を、未来日本国における広宣流布の先序・瑞相とおぼしめされ、神四郎等法華講衆を「願主」として、出世の本懐たる「本門戒壇の大御本尊」を御凶顕あそばされた。この大御本尊こそ、広宣流布の暁に一国の総意をもって建立される「本門戒壇」に安置し奉るべき、最も大事の御本尊である。』

と、熱原の法華講衆の殉死を国家権力に対する勝利とし、同法華講衆を「願主」として「本門戒壇の大御本尊」(大石寺板曼荼羅本尊)が凶顕されたとする。

弘安四年の蒙古再襲来(他国侵逼)における、暴風雨による蒙古軍の撤退について、

『兵力の上からいえば、日本はこのときすでに亡んだのである。大聖人の「国必ず亡ぶべし」の御断言は少しも違わず、日本を亡ぼすに足る軍兵は押し寄せたのであった。』

しかし、亡んで亡びなかつたのは実に大聖人の御守護による。諸天に申し付けて蒙古の責めを起こさせたのも大聖

人なら、諸天に申し付けてこの国を守護して下さいたのも大聖人であられる。下種御本仏の絶大威力とはかくのごときものである。』と、結論付けている。

※以上の通り、第四・五節では、日蓮大聖人が本仏である故に諸天に申し付け「大現証」を起す絶大威力をもつとして、「日蓮本仏論」の現証を示している。また、竜口法難・熱原法難を国家権力に対する勝利と位置付けている。即ち、本仏日蓮大聖人の絶大威力の下に国家権力も平伏すと説くのである。

◎検証

『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』では、各災難における①科学的解説の後、その背後に「宇宙的スケールの諸天の力用」が作用しているとして、①と②諸天善神処罰説を強引に符合させようとするが、日蓮聖人は、①科学的解説と②諸天善神処罰説の理論体系を区別して説明された。

①科学的解説

日蓮聖人は、立正安国論草案とされる『災難興起由来』『災難対治鈔』や医術の専門知識があった四条金吾宛の『瑞相御書』には、仏法が乱れると世間に災難が起きる依正不二の原理として、当時の中国の科学である五行思想を取り入り、仏法の五戒と世法の五常五行の相関関係で解説された。

『災難興起由来』 正元二年（一二六〇）

「答えて曰く、仏法いまだ漢土に渡らざる前は、黄帝等五常を以て国を治む。その五常は、仏法渡りて後にこれを見れば、すなわち五戒なり。老子・孔子等もまた仏遠く未来を鑑み、国土に和し、仏法を信ぜしめんがために遣すと

ころの三聖なり。夏の桀・殷の紂・周の幽等の、五常を破つて国を亡すは、すなわち五戒を破るに当るなり。また人身を受けて国主と成るは必ず五戒・十善に依る。外典は浅近の故に過去の修因・未来の得果を論ぜずといえども、五戒・十善を持ちて国王と成る。故に人五常を破ることあれば、上天変王に顕れ、下地天間侵すものなり。故に今の世の変災も、また国中の上下万人、多分に撰択集を信ずる故なり。弥陀仏より外の他仏・他経において、拝信を至す者においては、面を背けて礼儀を至さず、言を吐いて随喜の心なし。故に国土人民において、殊に礼儀を破り、道俗禁戒を犯す。例せば、阮藉を習う者は礼儀を亡し、元嵩に随う者は仏法を破るがごとし。」(昭和定本一五八頁)

法然の『選択集』流布により衆生が五常(礼儀道德)を破る行為(捨閉閣抛)は、仏法における五戒の破戒に該当する。法華経の開会思想(就類種開会)に基き、五常(礼儀道德)を仏法(五戒)伝来の先駆けとして開会する事により、人(正報)の守るべき五常・五戒を破すと五行に基く環境(依報)が相関して災難が起きると説く。この様に五戒と五常五行の相関性を説く理論は、『摩訶止観』巻第六上「世間の法薬」の説に基くものであり、『瑞相御書』に詳細な説明がある。(『現宗研所報 第四十三号』「瑞相御書における宗祖の依正不二思想(小瀬)」参照)

※以上の通り、当時の「①科学的解説」である仏法の五戒と世法の五常五行の相関関係において災難の起きる理論を説明する場合、「②諸天善神処罰説」(諸天の力用)の介入は無い。つまりは、「①科学的解説」と「②諸天善神処罰説」の理論体系を区別して解説されているのである。

ただし、『種種御振舞御書』「五戒を持てる者をば二十五の善神これをまほる上、同生同名と申て二の天、生れしよりこのかた、左右のかた(肩)に守護するゆへに、失なくて鬼神あだむことなし。」(昭和定本九八四頁)と、五戒を持つことにより道義面で善神が守護するという点はある。

▼日蓮聖人在世当時の「①科学的解説」における災難の原因は、念仏者の「破戒行動」であった。『立正安国論』で

は、第七問答において「破戒とは謂く、一闡提なり。」（昭和定本二二〇頁）と、『選択集』所説「捨閉闍拋」の法謗・破戒行動を『涅槃經』所説の一闡提＝破戒者と規定し、災難を止める対策として『涅槃經』所説の一闡提（念仏者）への布施の禁止を示された。現在における頭正会の行動は、日蓮聖人が批判された「破戒行動」に該当するのではなからうか。

①現代社会の各方面で危惧されている「モラルハザード」の本来の意味は、保険用語で「自動車保険に加入することにより被保険者の自動車事故に対する注意が希薄になり、あるいは火災保険に加入することによって被保険者の火災に対する注意が散漫になるように、被保険者の保険加入によって危険事故の発生する確率が増大することをいい、「道徳的危険」と訳されている。」（『現代用語の基礎知識』）と云う。したがって、広義としての「モラルハザード」は、ある保証の下で、保証が受けられるという見込みから道徳心が希薄になり、社会秩序に反する思想・行動をとる事と解釈できる。この事から、一般には倫理崩壊の用語として各方面で用いられている。

「弥陀仏より外の他仏・他経において、拜信を至す者においては、面を背けて礼儀を至さず、言を吐いて随喜の心なし。故に国土人民において、殊に礼儀を破り、道俗禁戒を犯す。」

日蓮聖人在世のこの様な念仏者の破戒行動は、極楽往生の保証の下で道徳心が希薄になり、社会秩序に反する思想・行動をとるという「モラルハザード」に該当するとも考えられる。

近年、頭正会会員の強引な信者勧誘による拉致監禁や傷害事件等で頭正会施設への警察の家宅捜査が数多く報道されているが、その一部を示せば以下の通りである。

平成一七年七月二八日 神奈川県警察警備部と瀬谷警察署が頭正会横浜会館を家宅捜索（読売新聞）

平成一九年一月一日 神奈川県警察と厚木警察署が顕正会本部を家宅捜索（読売新聞）

平成二〇年一月一七日 新潟県警察警備部第一課と江南警察署が顕正会本部と新潟県内の四施設を家宅捜索

平成二一年一月九日 新潟県警察警備部と新潟東警察署が新潟県内の顕正会二施設を家宅捜索（新潟日報）

以上の事件等は、顕正会による破戒行動の露見とも言い得る。強引な信者勧誘により社会から孤立し、職を失う・家庭崩壊等の事例も少なくないと云う。この様な現状から、平成一七・一八年の公安調査庁の告示資料『内外情勢の回顧と展望』に顕正会の動向が記載されその監視下にある事が分かる。また、強引な「謗法払い」も破戒行動の一つであると言えよう。

『たとえ幸せになるべき福運を持って生まれなかったとしても、ひとたび御本尊を信じて南無妙法蓮華経と唱え奉れば、「現世において其の福報を得ん」の経文のごとく、福運が具わる。そして生命力は強くなり、諸天の守護を得るゆえに、幸福になるのである。いわんや、後生における成仏の大果報はいうまでもない。』（現当二世の大利益）

この様な顕正会の信仰における「最高無上の幸福境界」の保証の下で、道徳心が希薄になり社会秩序に反する行動を引き起こすという「モラルハザード」が起きたとも考えられる。

⑥破戒行動を引き起こす他の要因として、

・ 亡国の時が迫る故に国立戒壇設立が急務であるとして、信者勧誘にノルマを課し圧力をかける行為。

・ 竜口・熱原法難を国家権力に対する仏法の勝利と説き、行動の正当性を暗示。

等が指摘し得る。信者勧誘に過度のノルマを課し、達成できぬ者は排除される為、顕正会の構成員は、ここ五年間で約八割が入れ替わったと云う。

①また、「日蓮本仏論」に基づく師弟関係の逆転。即ち、《師〓釈尊と弟子〓上行（日蓮）》の師弟関係が《本地〓日蓮本仏と垂迹〓釈尊》に逆転するという倫理観が、師弟関係における倫理崩壊として、《師〓日蓮正宗と弟子（元檀信徒）〓頭正会、創価学会》の対立関係（自界叛逆）を助長しているとも考えられる。

この様な倫理崩壊も破戒行動の一つに数えられるであろう。

※以上に示した頭正会の破戒行動は、『立正安国論』や草案とされる『災難興起由来』『災難対治鈔』に示された災難の原因である破戒行為に同ずるものとして、日蓮聖人の批判の対象となると考えられる。

②諸天善神処罰説

・神天上法門

『立正安国論』

「世皆正に背き、人悉く悪に帰す。故に善神国を捨て相去り、聖人所を辞して還らず。是を以て魔来たり鬼来たり、災起り難起る。」（昭和定本二〇九〜一〇頁）

「盲瞽之輩迷惑之人妄に邪説を信じて正教を弁へず。故に天下世上諸神衆経に於て、捨離之心を生じて擁護之志無し。価て善神聖人国を捨て所を去る。」（昭和定本二二三頁）

日蓮宗では、古来より右記の『立正安国論』の文から、世の人々の正法（法華経）不信により、善神は正法の法味を食せず国を捨てて天に上り、国・衆生の守護を放棄しているとして「神天上法門」説を定説とし、正法弘通により諸天善神が還帰し再び擁護する事を祈念してきた。また、日興門流では、日興上人の身延離山の一因である南部氏の三島神社参詣問題で、日興上人が神天上法門を主張したとして定説化している。

※右記の通り、神天上法門では、善神は国・衆生の守護を放棄したのみで、災難の当事者ではない。

・諸天善神処罰説

『立正安国論』の所説では、

「故に善神国を捨て相去り、聖人所を辞して還らず。是を以て魔来たり鬼来たり、災起こり難起こる。」
と、善神が国を捨てて守護を放棄することにより、悪鬼が来て災難を起すという意味である。

これに対し、【顕正会】では『立正安国論』の同文を引用して、

『文意を端的にいえば―もし一国こそぞて日蓮大聖人に背くならば、仏法を守護する諸天善神の働きにより、国に災難が起こる―ということである。』

と、「諸天善神の働き」により国に災難を起すと説く。「諸天善神の働き」とは、諸天善神の「宇宙的スケールの諸天の力用」が作用して災難を起すという内容である。

※したがって、『立正安国論』所説では、災難を起す直接の原因が「悪鬼」であるのに対し、【顕正会】は「諸天善神」の力用を原因とする点で異なる。つまりは、悪鬼致災を諸天善神処罰説にすり替えたと言える。

他の御遺文に見られる諸天善神処罰説は、衆生が法華経・日蓮聖人の教義に背く故に、諸天善神が処罰として災難を起すという内容であるが、顕正会の教義が法華経・日蓮聖人の教義に準拠したものであるかは、第Ⅲ章「大石寺教学、日蓮本仏論」に解説する。

『諸天の力用

日蓮大聖人を怨嫉迫害する国を諸天がどのように罰するかは、すでに繰り返して述べた。すなわち、まず大地震・大

彗星・異常気象・大飢饉・大流行病などの天変地天でこれを罰し、それでも迫害なお止まなければ、人の心に入つて内乱を起こさしめ、ついには隣国の王を動かしてこの国を責めしめる――と。

梵天・帝釈・日月・四天等は、このように宇宙的スケールの力用で大聖人を守護し、化導を助けまいらせている。これら諸天の中でも、我々の目に見えて力用を発揮しているのが、日天（太陽）と月天（月）である。』

（『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』第一章四節）

諸天善神の代表として「日天（太陽）と月天（月）」を挙げ、一念三千の哲理として色心不二の立場から、日月等を「色法（物質）と心法（精神）」を具えた生命体としてとらえる。」として、著名な科学者の生命活動と天体運動の共鳴説等を引用し、精神活動を備えた日月等諸天の働き、即ち、「宇宙的スケールの諸天の力用」が作用して各災難を引き起こすとしている。

※この様な科学的解説と諸天善神処罰説とを強引に符合させようとする思想・表現は日蓮聖人の御遺文に見られない。

①に述べた通り、両説の理論体系を区別して説かれたのである。また、災難として挙げた「異常気象」を見ても、要因の一つである地球温暖化は、人間の生産活動等により発生した二酸化炭素が成層圏内に蓄積したことによる温室効果が主な原因であり、諸天善神が原因ではない。あらゆる災難の原因を諸天善神に転嫁する行為自体、諸天善神に対する冒瀆である事を知るべきであろう。（浅井会長は、地球温暖化の原因に二酸化炭素説を否定し「諸天の働き」としている。『浅井昭衛先生講演集』七一～二頁）

末法において、日蓮聖人の時代と現代との自然観の大きく異なる点は、中世は自然界が人間に災難を与えるという方向性のみであったが、現代は大規模な人口増加に伴う生産活動の拡大等により、人間が自然界へと大きな影響を与えるようになり人災が増大した事である。環境破壊による災害等枚挙に暇がないが、これ等は人間に原因・責任がある事は言うまでもない。この点を考慮に入れず、人為的努力無しに諸天善神を味方に付けるだけであらゆる災難が解

決できるといった御都合主義の発想は、災難を真の意味で解決しようとしないうる誠意の欠如でもある。

顕正会浅井会長は原発推進派であったが、東日本大震災以降は、「原発は日本を滅ぼす、即時に廃絶せよ 天然ガス発電で電力供給既に十分 再稼働は国家・国民への犯罪行為」（『顕正新聞』平成二四年四月五日号）と、反原発に転じたが、顕正会内部への発言のみで、原発・環境破壊に対する対外的活動は一切ないと云う。

③本仏日蓮大聖人の申付け

『そしてこの大慈悲の化導を施すに当って、大聖人は絶大威力を以てなされる。絶大威力とは、御本仏の命を奪うことは誰人もできないし、背けば人も国も亡びるといふ絶対の威徳である。』

なぜ、そのような威力・威徳がましますのかといえは、日蓮大聖人は、宇宙的スケールの力用を持つ諸天を随え「申し付け」る御境界だからである。このことは「竜の口」と「蒙古の責め」の大現証を見れば如実にわかり、誰人も否定できない。』（『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』第一章三節 絶大威力）

大地震・異常気象・大飢饉・大流行病等の災難は、日蓮大聖人の教えに背く日本国民に向けた諸天善神の処罰であり、日蓮大聖人が諸天善神を随える関係が成立する理由は、右文の通り「宇宙的スケールの力用を持つ諸天を随え「申し付け」る御境界」、即ち、大聖人が絶大威力をもつ本仏であるからに他ならないとして日蓮本仏論に帰結するのである。したがって、日蓮本仏論を説明することが必要となるが、本稿では、次の第三章「大石寺教学、日蓮本仏論」に解説する。

④大現証

『七月二十七日、先発隊が鷹島に上陸し、続いて本隊が上陸準備に入った。この上陸が完了して本土への侵攻が始

まったら——日本は必ず亡びる。

だが、その準備の最中、七月三十日の夜半から吹き始めた暴風雨は次第に激しさを増して翌日まで荒れ狂い、多くの軍船が破損してしまった。またしても大蒙古の軍兵は、大風によって撤退を余儀なくされたのであった。

なんとという不思議の侵略か。兵力の上からいえば、日本はこのときすでに亡んだのである。大聖人の「国必ず亡ぶべし」の御断言は少しも違わず、日本を亡ぼすに足る軍兵は押し寄せたのであった。

しかし、亡んで亡びなかったのは実に大聖人の御守護による。諸天に申し付けて蒙古の責めを起こさせたのも大聖人なら、諸天に申し付けてこの国を守護して下さったのも大聖人であられる。下種御本仏の絶大威力とはかくのごときものである。』（『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』第一章五節 蒙古 再度の責め）

※頭正会では、日蓮本仏論により大聖人を仏格化している為に予言が外れる事は許されない。したがって、万が一、外れた場合にも、この様に「亡んで亡びなかった……」等という言い訳をすることとなる。結局、「下種御本仏の絶大威力」で辻褄を合わせたつもりである。題名に『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』と豪語しているが、「日本が亡びなかった」場合の言い訳も、ここに既に用意されているのである。この点から、「善神処罰説」と「善神守護説」の二説を会長自身の都合により巧みに使い分け、今後も自論を維持してゆく事が推される。

浅井会長の地震預言は、本人が引用している通り、地震学者が関東・東海地域等に今後起こり得る地震について記した各説に準えて発言してきたものであり、本人の預言ではない。しかも、その地震が東日本大震災まで起きなかったことで、当人の地震預言と称する発言（近年では一九九八年の小田原地震等）が悉く外れてきた事も周知の事実である。

『富城入道殿御返事』弘安四年十月（昭和定本一八八八頁）

「又蒙古の大王の頸の参りて候かと問ひ給ふべし。其の外はいかに申し候とも御返事あるべからず。」

文の通り、日蓮聖人は弘安の役（元寇）で蒙古が敗退した事について、発言を控える様伝えている。以降、聖人の御遺文中に天罰発言が見られない点も考慮に入れるべきであろう。人間日蓮聖人を再考すべき機会でもある。

○仏法違背

災難の原因は、日本国民が「日蓮大聖人に背く」事であるとし、「日本一同の仏法違背」と「創価学会の御遺命違背」の二つを根本原因とする。

①「日本一同の仏法違背」とは、仏法を顕正会の教義（大石寺教学）に限定し、日本国民が仏法⇨顕正会の教義を未だ信仰していない事を指す。ここで問題となるのは、顕正会の教義がはたして日蓮聖人の説かれた仏法であるのかという点である。顕正会の教義（大石寺教学）内容である日蓮本仏論・二箇相承・板曼荼羅本尊等が、日蓮聖人の説かれた仏法でないとするならば、顕正会こそ「仏法違背」の輩であることになる。本稿では、次の第三章「大石寺教学、日蓮本仏論」に解説する。

②「創価学会の御遺命違背」とは、日本国民全体の帰依のもと国家意志の正式表明を経て「本門戒壇」を建立する事（国立戒壇）を日蓮大聖人の「御遺命」であるとし、創価学会が日蓮正宗と共謀し国立戒壇設立を正本堂建設に摩り替えた行為を御遺命違背とするものである。本稿では、第四章「国立戒壇論・血脈相承問題」に解説する。

③日本一同の仏法違背……仏法⇨顕正会の教義（大石寺教学）不信⇨Ⅲ大石寺教学に解説

④創価学会の御遺命違背……国立戒壇問題で日蓮正宗・創価学会と対立⇨Ⅳ国立戒壇論に解説

Ⅲ 大石寺教学、日蓮本仏論

頭正会が「仏法」「正法」と称する大石寺教学を検証する。

一、中古天台本覚法門

頭正会の教義は、本門戒壇の定義・血脈相承論（第四章「国立戒壇論・血脈相承問題」に解説）以外、大石寺教学に準拠する。大石寺教学は、中古天台教学の影響を多大に受けて成立したものである。したがって、これを理解する為に、先ずは中古天台本覚法門の解説から始めることとする。

成立過程

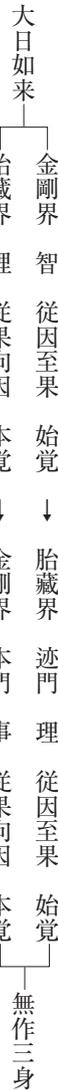
天台宗は、伝教大師以降、円仁・円珍が入唐求法して密教を伝え、五大院安然の代に東密（東寺真言密教）が導入された。以降、密教中心の教理が続いたが、叡山中興一八世慈慧大師良源（九一二〜九八五）の代に論議制度を立てて法華円教（顕教）の宗旨を再興した。この門下に慧心院源信・檀那院覚運の二師が出て顕密合談の学風を興し、以来、慧心・檀那 両流の下で密教の金胎両部に基づく本覚の教理と天台の法華経本門の教理が融合して中古天台における本覚本門の教理が成立した。

密教と天台学との融合の先駆けは、智証大師円珍が『顕密一如本佛義』において法華経本門の無作三身（釈迦牟尼佛）と大日如来を同一視し、本門三佛（身）を金剛界の事佛、迹門三佛を胎藏界の理佛としたことに始まる。中古天台においては、胎藏界の衆生に内在する覚りを意味した「本覚」が、本覚佛として金剛界の法身自体の覚りを表す語となり、金剛界・本門に従果向因 本覚、胎藏界・迹門に従因至果 始覚が配され、本覚佛の無作三身を本地佛とした本覚本門思想の成立となった。

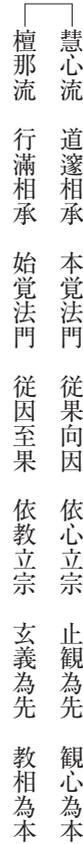
【顕密合談】：「台密」金胎両部・本始二覺と「天台」法華經・本迹二門の融合「本覚本門」

東密・台密

中古天台



【慧・檀両流】：『漢光類聚抄』に左図の相違点が説かれるが、實際は両流とも本覚法門に立脚する。



①《教判》四重興廢・三種法華

中古天台の主な教判として、四重興廢・三種法華の二形式が挙げられる。

「四重興廢」とは、爾前・迹門・本門・觀心の四重を立て前劣後勝に相對させ、最後に本門教相と觀心を相對（教觀相對）させて本迹未分（教相上の法華經を超越した）天真独朗の止觀（觀心）を最勝とする『止觀勝法華』觀心主義の相待教判である。

「三種法華」とは、根本法華（佛の内証）・隱密法華（法華經以外の一切の教）・顯說法華（經文上に唯一佛乘と説く實際の法華經）の三種であり、法華經の開會に基づき、一切の教を法華經に帰一させる絶待教判である。中古天台において、三種法華は四重興廢と結びつき、佛の内証である根本法華は、本迹未分天真独朗の觀心であるとした。

四重興廢：爾前・迹門・本門・觀心 ↓ 止觀勝法華、本迹未分 天真独朗の止觀を最勝とする

三種法華：根本（内証）・隱密（法華以外一切經）・顯說（法華經） ↓ 根本法華（内証） ≡ 本迹未分の止觀

②《仏》無作三身

四重興廃判中、教観相對において、法華經本門教相（文上）に説かれる久遠実成の釈迦如来（事顕本）に対し、文底観心の天真独朗止観により感得される理顕本の仏を無作三身という。

③《観心》天真独朗止観

四重興廃判中、教観相對において選択された文底観心の止観を天真独朗止観という。天真独朗観を修し本迹未分（教相上の法華經を超越した）の絶対的境地において無作三身を感得し、凡夫即仏・仏即法界（仏〓無作三身）を悟る。

④《口伝》慧心・檀那、両流の相伝書

前記、教判・仏・観心で示した内容を口伝法門として相伝書に記録したものであり、いづれも一心三観、無作三身が主体的内容である。慧心流相伝書では、三十四箇條『枕雙紙』、三重七箇『修禪寺決』、『等海口傳』、三大部附文『漢光類聚』等、檀那流相伝書では、口伝『惠光房流二箇・五箇の大事』、『檀那流五箇ノ印信』、『玄旨帰命壇口決』、儀式「玄旨灌頂」等がある。

四重興廃判の成立理由

日本天台における『法華經』（円教）を中心教典とした顕教と『大日教』（別教）を中心経典とした密教の融合によ

り、従来の天台教学における五時八教の教判では解釈が不可能となった。そこで、四重興廢判では、

「従来の根本天台の立つて来た三観・三千の思想を『法華経』の迹門思想に下し、新に生み出された新解釈に基ける三諦・三千の思想を本門思想の内容とし、根本天台が是等本迹両門思想を一元的に取扱つて来た正統的態度を裏切り、迹門思想以上に本門思想の優勝なることを主張し、以てその思想的独立を高調するに努めたのである。」(『日本仏教教学史』四九二頁)

四重興廢判中、本門思想の主な内容を図示すると次の通りである。

【本迹相對】：顕密融合を基調とし、本門(中古天台)と迹門(根本天台)を相對

迹門 理 始覺 修德 從因至果 報中論三 有作三身 胎藏界 理大日 比喩蓮華
本門 事 本覺 性德 從果向因 法中論三 無作三身 金剛界 智大日 当体蓮華

【教觀相對】：「止觀勝法華」、本門教相(法華劣)と觀心(止觀勝)の相對判

〈本門〉 發迹顯本
理顯本 文底 觀心 無始無終・無作三身 止觀勝 ↓台密・大日如來
事顯本 文上 教相 五百塵点・久遠実成 法華劣 ↓法華・久遠本仏

※教觀相對において本門教相上の久遠実成釈迦如來(事顯本)に對し、文底觀心に本地として立てた無作三身(理顯本：理法身の顯本)とは、事實上密教の大日如來である。当然ながら、無作三身なる仏は従来の天台教学上存在しない。台密において顯密一致を建前に理同事勝として密教の優位を主張したのと同様に、中古においても顕密融合の教理内容より教觀相對という教判を通して密教・大日如來を選擇した訳である。

「古來慧心僧都の著といはれた枕雙紙は、實は大和莊俊範から、粟田口靜明のところまでに出来たものと推定されるものであって、所ゆる中古天台の先驅をなすものである。同書に壽量品の五百塵點は衆生利益の爲めの假りの施設であると斷じて居る。（惠全一卷一―二三）また等海口傳（天全、五〇四）に靜明の御義として載する所に依れば、釋尊の久遠實成を以て文上能顯の方便となし、釋尊の本覺無作の三身を顯すが、文底所顯の實義であるといつて居る。これはかの覺證等の台密に於て、法華經と密經とを相對して能所を論じ、法華經の釋尊は事顯本の報身佛であり、密經の大日如來は理顯本の法身であると説いたのを、法華一經の上で能所を論じ、釋尊の能詮は五百塵點實成の報身佛、その所詮は無作三身の法身佛であると改めたに過ぎない。従つてその所詮の實體は、大日本地身と何等異なる所もない自然本覺の素法身である。この點覺證以後の、台密の影響歴然たるものがある。」

『日蓮聖人教学の研究』 浅井要麟（三〇〇―一頁）

二、顯正会・大石寺教学

「第一章」に顯正会の教義について以下の通り解説が見られる。

〈『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』第一章 日蓮大聖人とはいかなる御方か 末法下種の本仏〉

『法華經の壽量品には、釈迦仏の久遠の成道を「五百塵點劫」の昔と、氣の遠くなるような年数を挙げて説いているが、久遠元初はこの五百塵點劫をさらにさかのぼること久々遠々の昔である。

このとき、一人の聖人がました。この聖人は透徹の智慧をもつて自身の生命を觀ぜられ、南無妙法蓮華經という生命の極理を証得し、ひとり成仏の大境界に立たれた。この最初の仏を「久遠元初の自受用身」と申し上げる。すなわち諸仏の本源たる本仏である。（中略）この本仏は大慈悲を起こされ、一切衆生をも成仏の境界に入れしめようと、「南無妙法蓮華經と唱えよ」とお勧め下された。この最初の化尊を「下種」という。（中略）

これら無数億の衆生を救うために、こんどは垂迹の仏が熟脱の化導をされる。熟脱とは、過去すでに下されている仏種を調熟し、得脱せしめることである。熟脱の仏の特徴は、三十二相をもって身を莊嚴かざしているところにある。下種の本仏は「名字凡身」といつて、あるがままの本身であるが、熟脱の仏は身をかざる。(中略)

これら熟脱の仏は「世々番々の出世」といわれるが、垂迹第一番の五百塵点劫以来どれほど多数の仏が出現されたことか。またその時間はどれほど長遠であったことか。そしてその最後に出現されたのが、三千年前のインドの釈迦仏なのである。この釈尊の説法により、過去下種を受けた衆生はすべて得脱し、また釈尊在世に洩れた衆生も、その後、正像二千年の間に生まれ、釈迦仏法によりことごとく脱し終わった。

かくて末法に入ると、過去下種の者は一人もいなくなり、衆生の機根は久遠元初と全く同じになる。新たなる最初種の時を迎えたのである。このとき久遠元初の自受用身が、末法の全人類をお救い下さるために出現される。その御方こそ、まさしく日蓮大聖人であられる。この筋目から見て、インドの釈尊は前に出現しても「熟脱の迹仏」であり、日蓮大聖人は後に出現されても「下種の本仏」と申し上げるのである。』

右文の通り、顕正会では、法華經寿命品に説かれる久遠実成の釈迦仏を迹仏(垂迹仏)とし、久遠実成以前の久遠元初に成道した「久遠元初の自受用身」を諸仏の本源である本仏(本地仏)とする。正像二千年の間は熟・脱益として迹仏である三十二相を備えた釈迦仏が、過去に下種を受けた(本已有善)衆生を化導するが、末法では本仏「久遠元初の自受用身」が凡夫の姿(名字凡身)で現れた日蓮大聖人が、未下種(本未有善)の衆生へ下種益として化導するとしている(種脱相對)。以上の思想は日蓮正宗の大石寺教学に基づく日蓮本仏論である。

文上・教相―久遠実成釈迦如来―三十二相―垂迹仏―熟・脱益―本已有善の衆生
 文底・観心―久遠元初自受用身―名字凡身―本地仏―下種益―本未有善の衆生

顯正会の教義は、元日蓮正宗の信徒団体「妙信講」であった故に、日蓮正宗の教義（大石寺教学）をほぼ踏襲するものである。両者は、血脈相承論・戒壇論において相違点があるので第IV章に後述する。現在、顯正会では、御書全集等を出版せず、大石寺版の御書全集等の拝読を禁止し、浅井会長の著書のみを通して大石寺教学を理解するという方策をとっていると云われる。したがって、顯正会の教義を詳しく理解するには大石寺教学の検証・補完が必要となる。

日蓮正宗における日蓮本仏論は、室町期の大石寺九世日有（一四〇九―八二）に始まり、江戸中期の二六世堅樹日寛（一六六五―一七二六）の大石寺教学を組織大成した『六卷抄』に完成を見るものである。現代の日蓮正宗・顯正会・創価学会等においても『六卷抄』に基づく大石寺教学が教化されている。

①②《教判・本尊》 日蓮本仏論：中古天台本覚法門「四重興廢・天真独朗観」十種脱判

大石寺教学における種脱教判・日蓮本仏論は、九世日有が八品派日隆の種脱判を四重興廢の教観相對（文上・教相↓一品二半・本果妙・脱益）（文底・観心↓八品・本因妙・下種益）に移植し、釈迦仏を脱益、日蓮を下種益に配した（『有師化儀抄』『日有上人御物語聴聞抄』『雑々聞書』）のが先駆けであるが相伝書の引用は見られない。日有に帰した左京阿闍梨日教（帰伏の翌年日有没）により両卷血脈・産湯相承・二箇相承等の文献を用いた日尊門流住本寺系の教学（『百五十箇条』『穆作抄』『五段荒量』『六人立義確立抄私記』）が大石寺にもたらされ、二六世日寛が両卷血脈を重視し下種三種教判上で文上脱益・釈迦仏（劣）、文底下種益・日蓮本仏（勝）と法体勝劣を立て種脱論を徹底

し完成させたもの（『観心本尊抄文段』『六卷抄』）である。

大石寺九世日有は、常陸田村で『二帖抄』を相伝、仙波檀林で関東天台口伝法門を学び、永享四年、上洛天奏後、尼崎の八品派日隆を尋ね『四帖抄』を贈られる（『有師談諸聞書』下野阿闍梨）。二六世堅樹日寛は、元禄元年から正徳元年までの二十二年間、上総の細草檀林〔興門隆門合同檀林〕で勉強した（『日寛上人伝』久遠日量）。等の記録により、中古天台口伝法門、八品派日隆教学、日尊門流の教学の影響が知られている。

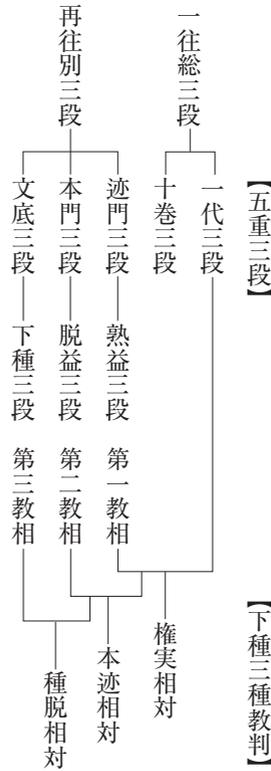
（『興門教学の研究』執行海秀一三七・一四三・二二〇・二二一〇頁）

日寛著『観心本尊抄文段 上』『六卷抄』に現在の大石寺・顕正会教学における種脱教判となる五重三段・下種三種教判が説かれる。『六卷抄』に「三重秘伝」（下種三種教判）が以下の通り説かれている。

『六卷抄 三重秘伝鈔第一』

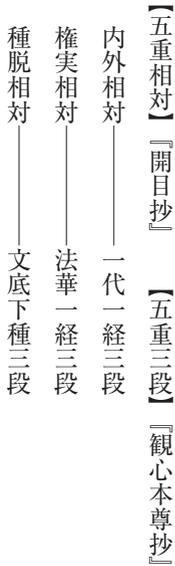
「答う、是れ盲者の過にして日月には非ず云云。応に知るべし、一代の諸経は但是れ四重なり、所謂爾前・迹門・本門・文底なり。此の四重に就いて三重の秘伝あるなり。謂わく、爾前は未だ一念三千を明かさず、故に当分と名づけ、迹門は即ち一念三千を明かす、故に跨節と名づく。此れは是れ権実相對第一の法門なり。迹門に一念三千を明かすと雖も未だ発迹顕本せざれば、是れ真の一念三千に非ず、故に当分と名づく。正しく本門に真の十界互具、百界千如、一念三千を明かす、故に跨節と名づく。此れは是れ本迹相對第二の法門なり。脱益の本門文上に真の一念三千を明かすと雖も、猶お是れ理の上の法相、迹の中の本なるが故に通じて理の一念三千に属す、故に当分と名づく。但文底下種、独一本門、事の一念三千のみを以つて跨節と名づく、此れは是れ種脱相對第三の法門なり。学者若し此の旨を得ば釈尊一代五十年の勝劣、蓮祖の諸抄四十卷の元意、掌中の菓の如く了々分明ならん。」（富要三卷 五五頁）

『観心本尊抄』における教判解釈を五重三段とする。三段とは、序・正宗・流通分であるが、これに五種あるとして、釈尊一代の説法（二代三段）に対し法華経開結（十卷三段）を選択〔権実相對〕し、法華経迹門〔熟益〕に対し本門〔脱益〕を選択〔本迹相對〕し、法華経本門寿命品文上教相〔脱益〕に対し文底観心〔下種益〕を選択〔種脱相對〕する。以上の三重の相對判（下種三種教判）を日興門流の秘伝の〔三重秘伝〕とする。五重三段・下種三種教判を図示すると左の通りになる。



（『興門教学の研究』二二〇頁）

『開目抄』所説の五重相對と『観心本尊抄』所説の五重三段との關係は左図の通りである。



權迹相對——迹門熟益三段

本迹相對——本門脱益三段

種脱相對により選択された文底下種三段の内容は左文に説かれている。

『觀心本尊抄文段 上』 日寛著（富要四卷二二三頁）

「またまた当に知るべし、文底下種の三段とは、正宗は前の如く久遠元初の唯密の正法を以て正宗と為す。総じて一代五十余年の諸経、十方三世の微塵の経々並びに八宗の章疏を以て、或は序分に属し、或は流通に属す。謂く、彼の体外の辺は以て序分と為し、彼の体内の辺は以て流通に属するなり。」

右文、「文底下種の三段」に於いて正宗分とする「久遠元初の唯密の正法」の内容について、以下の解説が見られる。

「觀心本尊抄文段上 富山大石寺二十六世日寛謹んで記す

夫れ当抄に明かす所の觀心の本尊とは、一代諸経の中には但法華経、法華経二十八品の中には但本門寿量品、本門寿量品の中には但文底深密の大法にして本地唯密の正法なり。

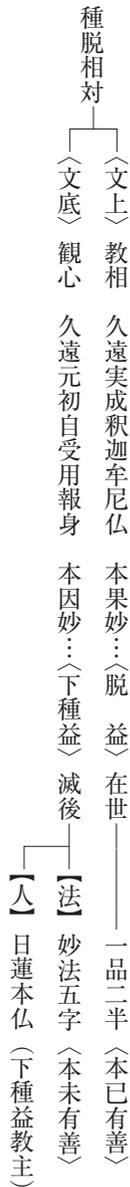
この本尊に人あり法あり。人は謂く、久遠元初の境智冥合、自受用報身。法は謂く、久遠名字の本地難思の境智の妙法なり。法に即してこれ人、人に即してこれ法、人法の名は殊なれども、その体は恒に一なり。その体は一なりと雖も、而も人法宛然なり。応に知るべし、当抄は人即法の本尊の御抄なるのみ。

これ則ち諸仏諸経の能生の根源にして、諸仏諸経の帰趣せらるる処なり。

故十方三世の恒妙の諸仏の功德、十方三世の微塵の経々の功德、皆咸くこの文底下種の本尊に帰せざるなし。」

（富要四巻 一二三頁）

本門寿量品（一品二半）文上に説かれる久遠実成（本果妙）の釈迦仏を垂迹仏とし、文底に示される久遠実成以前の久遠元初に成道（我本行菩薩道〓本因妙：釈尊が上行菩薩として本因行を行じて成道）した「久遠元初の自受用報身」とは無作三身の別名であり、妙法五字（法）と団体異名の「人即法の本尊」で「諸仏諸経の能生の根源」の本地仏であるとす。正像二千年の間は熟・脱益として迹仏である釈迦仏が、過去に下種を受けた（本已有善）衆生を化導するが、末法では本仏「久遠元初の自受用報身」が日蓮大聖人として出現し、未下種（本未有善）の衆生へ下種益として化導するとしている（種脱相對）。以上が日蓮本仏論である。



※中古天台受容

「要するに興門の教字は、顕教としての、釈尊の教説に根拠を置くのではなく、むしろ釈尊の教説の依って基づく、根元としての密教の世界を認め、これを久遠元初の世界と見做すのである。そしてこの久遠元初の世界を本門とし、釈尊の教説はすべて、その垂迹の法門であると見るのである。つまり今番出世の釈尊の法華経は、久遠下種の法を脱せしめる脱益にすぎないのであって、その法華経に下種の力用を認めない。しかも在世の法華経による得脱も、それ

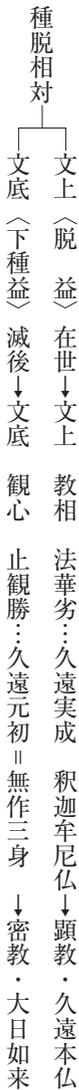
は過去久遠下種の功によるのである。しかるに久遠下種を得た衆生は、仏在世を中心とし、その滅後、正像二千年にて尽き、無法に入っては、すべて下種なき本未有善の機となるので、在世の法華經によつて、得脱せしめることはできないというのである。」（『興門教学の研究』二四八頁）

大石寺教学の種脱判の内容は、中古天台における四重興廢判中の教觀相對（止觀勝法華）に（文上教相↓脱益）（文底觀心↓下種益）と種・脱益を当てはめたもので、文底に本地仏として開顯する久遠元初の自受用報身とは無作三身の別名であり、内容は教觀相對と共通するものである。

日蓮正宗では、「日興上人以外の門流においては、文上の法体以外に文底の法体を認めない」（『日蓮正宗要義』一九頁）として、文上脱益・久遠実成积迦牟尼仏の法体（本果妙）と文底下種・久遠元初自受用報身の法体「唯密の正法」（本因妙）を別体として種脱相對を論じるが、この様な文上・文底の法体を別とする相對判は、本を糺せば中古天台において顯密合談の教理内容から、教觀相對を通して法華經文上の顯教・久遠実成积迦牟尼仏に対し、文底觀心の無作三身⇨密教・大日如来を選択したのと同様に、事实上、密教の法体を「唯密の正法」と称して選択した事となるのである。

【大石寺教学】

【中古天台教觀相對】



【唯密の正法】

③《観心》天真独朗止観・日蓮本仏論

『末法の御本仏・日蓮大聖人』

法華経には、「上行菩薩」という威徳ある大菩薩が、根源の大法をもって末法の一切衆生を救うということが説かれている。この上行菩薩こそ、実は、宇宙法界に存在するあらゆる諸仏の本源に位置する「久遠元初の自受用身」という本仏なのである。末法には、この根源の仏が、根源の大法「南無妙法蓮華経」を以て、全人類をお救い下さるのである。その御本仏こそ、日蓮大聖人であられる。

大聖人は積尊滅後二二七一年に、日本国に出現された。そして透徹の御智慧をもって我が生命を観（かん）ぜられ、そこに宇宙法界をも包含する生命の極理「南無妙法蓮華経」をお覺りになされた。この南無妙法蓮華経こそ、積尊が法華経の本門寿量品の文底に秘沈された大法であり、「十方三世の諸仏」の成仏の種であり、末法の一切衆生成仏の唯一の正法である。』（『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』序章）

「本地自行の自受用身は即ち是れ本因妙の教主積尊なり。本因妙の教主積尊は即ち是れ末法出現の蓮祖聖人の御事なり。是れ則ち行位全く同じき故なり。名異体同の御相伝本因妙の教主日蓮之れを思い合わすべし、之れを思い合わすべし。故に当文の意人法体一の故に蓮祖を以って本尊と為すべし云云。」

『六巻抄、末法相應抄下』（富要三巻一六八頁）

右文の通り、大石寺教学では、久遠元初に成道（本因妙）した自受用報身（無作三身）が、末法下種益の教主として凡夫の姿で出現したのが日蓮聖人であるとして日蓮本仏論を唱えるが、日蓮聖人自身がこれを悟った根拠（文証）となるものが、大石寺所伝の両巻血脈の一つ『法華本門宗血脈相承事』通称『本因妙抄』（血脈抄）にあり、『六巻

抄』では、「文証」として以下の通り引用している。

「次に文証とは、血脈抄に云わく、釈尊久遠名字即の御身の修行を末法今時の日蓮が名字即の身に移す云云。

又（血脈抄）云わく、今の修行は久遠名字の振舞に介爾計りも相違なき云云。

是れ行位全同を以って自受用身即ち是れ蓮祖なることを顕わすなり。

故に血脈抄に云わく、久遠元初の唯我独尊とは日蓮是れなり云云。』『六卷抄 文底秘沈抄第二』（富要三卷 七九頁）

「釈尊久遠名字即の位の御身の修行を、末法今時の日蓮が名字即の身に移せり。

「理は造作に非ざる故に天真と曰ふ。証智円明の故に独朗と云ふ」の行儀、本門立行の血脈之を注す。」

『本因妙抄』（富要一卷 八頁）

「理は造作に非ざる故に天真と曰ふ。証智円明の故に独朗と云ふ」の文は、『摩訶止観』卷第一上に「法門浩妙なり。天真独朗とやせん。」（大正藏經四六卷一頁）と、筆録者章安が天台大師の止観法門を天性の優れたものとして賞嘆した「天真独朗」の文を妙楽大師が『止観輔行傳弘決』卷第一之一（大正藏經四六卷一四三頁）に解釈したものであるが、中古天台ではこの文より、凡夫の行いがそのまま仏（無作三身）の振る舞いであり止観の行であるとして、「無作三身」を感得し「凡夫即仏（菩提） 仏即法界」を悟る「天真独朗止観」を立てた。

右『本因妙抄』の文では「天真独朗」釈文の下に「行儀」とある様に、日蓮聖人が「天真独朗止観」を行じて「凡夫即仏・名字即成」を悟られ、釈尊が因位の菩薩時の修行（本因行）を末法今時の日蓮聖人の名字即凡夫の身に移された。即ち、日蓮聖人の名字即の凡身がそのまま久遠元初本因妙の本仏『日蓮本仏』であると、寿量品文底の妙法を

「直達正観」されたとするのである。これが日蓮本仏の根拠であり、更に「仏は熟脱の教主、某は下種の法主なり」（『本因妙抄』富要一卷四頁）と、日蓮本仏（本因妙、下種益）・釈迦脱仏（本果妙、脱益）の種脱判を配せば日蓮本仏論が成立する訳である。

「石山派や創価学会に於ては、釈尊所説の法華経そのものを穩没の教と否定し、末法無用と捨て去るのである。従つてそのいうところの本因妙の題目は、中古天台の口伝法門で強調するが如き、本迹未分久遠元初の天真独朗の法門に他ならない。』（『創価学会批判』（二一九頁）

④《口伝》相伝書

大石寺所伝の相伝書類で、いづれも日蓮聖人より日興上人のみに相承された秘伝書とされ、大石寺教学の根拠となるものであるが、大石寺に蔵する相伝書類に日蓮聖人真筆・正本等は一切無く、古写本も他寺の僧のもののみである。日興上人『御遷化記録』『御遺物配分事』にこれ等相伝書の記述は一切無い。内容も次に解説する通り中古天台の相伝書の影響を受けた偽書とされている。

大石寺九世日有に帰した左京阿闍梨日教の著書（『百五十箇条』『穆作抄』『五段荒量』『六人立義確立抄私記』）に両巻血脈・産湯相承・二箇相承等の相伝書が用いられている事から、日教により日尊門流住本寺伝来のこれ等相伝書が大石寺へもたらされたと考えられる。

◎両巻血脈：『本因妙抄』（『法華本門宗血脈相承事』）・『百六箇抄』（『具膳本種正法実義本迹勝劣正伝』）

『本因妙抄』『百六箇抄』の二書は「両巻血脈」と称され他門不共・唯授一人の秘伝書とされているが、『本因妙抄』は、室町初期成立の伝教大師に仮託した『三大部七面授口決』（三大章疏七面相承口決）を日蓮聖人が本門の立場か

ら独自の口決相伝を試みたとする偽書であり、『百六箇抄』は、百七箇条にわたり「種本脱迹」（脱上の本迹勝劣・種の本迹勝劣）を論じた書で、前書と同様に中古天台口伝法門の七面授口決に準拠した偽書とされる。『本因妙抄』の古写本は、大石寺五代日時（年代不明、伝来記録・筆跡等から偽作とされる）・京都要法寺日辰（永禄三年（一五六〇）・保田妙本寺日我（元亀三年（一五七二））の写本がある。（『興門教学の研究』三五～五三頁参照）

◎『産湯相承事』・『御本尊七箇之相承』

『産湯相承事』：「本地自受用報身如来の垂迹上行菩薩の御身を凡夫地に謙下し給う御誕生は唯今なり」（富要一卷二七頁）と、自受用報身の垂迹が上行菩薩であり、日蓮聖人はその再誕であるとする。

『御本尊七箇之相承』：「師の曰はく法界の五大は一身の五大なり、一箇の五大は法界の五大なり、法界即日蓮、日蓮即法界なり、当位即妙不改・無作本仏の即身成仏の当躰蓮花・因果同時の妙法蓮華経の色心直達の観、心法妙の振舞なり、」（富要一卷三二頁）と、中古天台の「五大」に即した理法身の偏在、「凡夫即仏 仏即法界」の観点から「法界即日蓮、日蓮即法界」日蓮本仏の故に法界と同体であると説いている。

『本因妙抄』の末文に、「又日文字の口伝、産湯の口決の二箇は両大師の玄旨にあつ。本尊七箇の口伝は、七面の決に之を表す。教化弘経の七箇の伝は弘通者の大要なり。又此の血脈並びに本尊の大事は日蓮嫡々座主伝法の書、塔中相承の稟承唯授一人の血脈なり。」（富要一卷八頁）と、『産湯相承事』・『御本尊七箇之相承』の記述がある事から、両書は『本因妙抄』と同時代成立の偽書と考えられる。

◎『御義口伝』（日興記）：伝日興上人筆録の書であるが、以下の点から室町期成立の偽書とされる。

・宗祖滅後十三年、元の元貞元年に成立した徐氏の科註を引用。

・口伝形態や文体が、南北朝時代の作である『等海口伝鈔』等に類似。

・宗祖滅後百二・三十年の頃編輯された録内遺文に無い。

・古写本：隆門の日経本、聖人滅後百五十七年の天文八年（一五三九年）の奥書が最古。

・内容が興門教学の基礎的位置付けをもつ（無作三身の理顕本等を強調）。（『御義口伝の研究』執行海秀 参照）

◎「二箇相承」：『身延相承』（日蓮一期弘法付属書）・『池上相承』（身延山付属書）

日蓮聖人より唯一日興上人へ相承されたとする『身延相承』：法嫡付属、『池上相承』：身延後住付属の二書であるが、保田妙本寺一四世日我の『二箇の相承紛失の由来』（富要九卷二二頁）によると、正本とされる書は北山本門寺所伝（日興上人滅後、「二箇相承」は重須本門寺に格護されていたが、西山本門寺一三世日春がこの相承書は日興より日代に付嘱されたものであるとして奉行・国主に訴え、天正九年、武田氏と西山宗徒により押収された（以上、日我記）。その後、家康の裁断により寺宝を取り戻したが、「二箇相承」は紛失したとも伝う）であり、大石寺には写本しかない。日蓮聖人の思想行動との矛盾があり、以下の点が指摘され、室町期初期成立の偽書とされる。

(一)、現行本「二箇相承」（原文漢文体、宗全第二卷三三頁、平成新編御書一六七五頁）

『身延相承』（日蓮一期弘法付属書）：法嫡付属

「日蓮一期の弘法、白蓮阿闍梨日興に之を付嘱す、本門弘通の大導師たるべきなり。

国主此の法を立てらるれば、富士山に本門寺の戒壇を建立せらるべきなり。

時を待つべきのみ。事の戒法と謂ふは是なり。就中我が門弟等此の状を守るべきなり。

弘安五年（壬午）九月 日

血脈の次第 日蓮 日興 「〔時を待つべきのみ。〕は、『宗全』に無い。」

・大石寺では、「日蓮一期の弘法」を本門戒壇に安置する一閻浮提総与の「板曼荼羅本尊」と解釈し、日興上人より相承された根拠とするが、「日蓮一期の弘法」が「板曼荼羅本尊」である根拠は本文中に一切無い。解釈上不可能である。

・「本門寺の戒壇」とあり、日我の『二箇の相承紛失の由来』に基づけば、北山伝来である事から、北山本門寺（宗祖没後成立）正統化の為造られたとも考えられる。大石寺では、自宗正統化の為に曲解し、弘宣流布成就の際に寺名を本門寺に改称するとしている。

・「九月 日」と、日付を削除した形跡が見られる。(三)に解説)

『池上相承』（身延山付嘱書）…身延後住付属

「釈尊五十年の説法、白蓮阿闍梨日興に相承す。身延山久遠寺の別当たるべきなり。背く在家出家共の輩は非法の衆たるべきなり。」

弘安五年（壬午）十月十三日

武州 池上 日蓮 花押 「

・「釈尊五十年の説法」(文上・脱益)に対し、文底・下種益の法を相承するという大石寺の本義に反する。

『観心本尊抄』

「一代五十余年の諸経十方三世諸仏の微塵の経々は皆寿量の序分なり。」（昭和定本七一四頁）

・弘安五年十月十三日は宗祖御入滅の日であり、執筆不可能である。

・身延後住付属ならば、御入滅後直に日興上人が久遠寺二世と成る筈である。

・「本門寺の戒壇」建立を命じながら、「身延山久遠寺」後住を命じた矛盾。

※以上の通り、「二箇相承」の内容には破綻が見られる。

(二)、日興上人著の『宗祖御遷化記録』（宗全第二巻）に、弘安五年（一二八二）十月八日、「定」に本弟子六人を制定し「一弟子六人事 不次第」（「一弟子」とは第一の高弟の意）と記し、本弟子六人に次第順序がなく日興上人を唯一の後継者としていない点。同書の「御遺物配分事」に「二箇相承」の記載がなく、同師の他の著書にも記述がない点等から、日興上人の代に「二箇相承」が存在しなかった事は明白である。大石寺四世日道の『三師伝』にも「二箇相承」の記述は無い。

(三)、「二箇相承」の最古の記録は、大石寺九世日有に帰した左京阿闍梨日教の著書に見られる事から、日教が「二箇相承」を大石寺にもたらしたと考えられる。日教著『百五十箇条』五卷（文明十二年）、『穆作抄』三卷（文明十六年、池上相承のみ）、『類聚翰集私』三卷（長享二年）、『六人立義確立抄私記』（延徳元年）の四点に「二箇相承」の記載がある中、『類聚翰集私』と『六人立義確立抄私記』は、現行本の『身延相承』・『池上相承』と文面が反対であり、『身延相承』＝身延山付嘱書、『池上相承』＝日蓮一期弘法付属書の文面となっている。また、『身延相承』（身延山付嘱書）の「血脈次第日蓮日興」の下に現行本に無い「九月十三日、甲斐国波木井郷於山中図之」の文がある。『類聚翰集私』の『池上相承』の日付が「十月十二日」となっている。以上から、「二箇相承」の成立当初は二書の内容

が富士門流の中で交雑していたことが知られる。

『身延相承』の日付は「九月十三日」であるが、久遠寺十一世行学院日朝上人著『元祖化導記』に弘安五年「九月八日身延下山、同一八日池上着」とあり、九月十三日は日蓮聖人が「常陸の湯」へ向かう移動途中で身延不在であり、『身延相承』の記述と矛盾する。現行本に日付が記入されていないが、右記理由から、同日身延不在を知つての削除行為とも考えられる。

『身延相承』の「甲斐国波木井郷於山中図之」の文より、切紙相承の際に図類が付与されていたと推される。現行本に図類が付随していない事から、付図を喪失した時点で正式な相承は絶えたと考えられる。

「二箇相承」の内容から推すると、現行の『身延相承』（日蓮一期弘法付嘱書・『池上相承』（身延山付嘱書）の内容は反対であり、本来は、『身延相承』Ⅱ身延山付嘱書・『池上相承』Ⅱ日蓮一期弘法付嘱書であったとも考えられる。

四、大石寺では『五人所破抄見聞』を妙蓮寺五世日眼の著とし、左の文から日眼の代（康暦二年、一三八〇）に「二箇相承」が存在した根拠としているが以下の点が指摘し得る。

「日蓮聖人之御付嘱弘安五年九月十二日、同十月十三日の御入滅の時の御判形分明也。」（富要四卷八頁）

『五人所破抄』の奥書に「嘉暦三戊辰年七月草案 日順」と年代の記述があるが、鎌倉～室町時代の通例では「嘉暦三年戊辰」と干支を最後に記載する。「嘉暦三戊辰年」との記年法は戦国時代末から見えはじめ江戸時代に定着することから、『五人所破抄』は嘉暦三年（一三二八）日順の草案ではなく後世の作と考えられる。（西山本門寺日代筆の正本は北山本門寺に所蔵）

『五人所破抄見聞』の奥書に「伝写本云、康暦二庚申年六月四日書畢、本化末弟日眼判」との記述があるが、妙蓮寺五世の日眼であるとの根拠はなく、記年法も『五人所破抄』と同じく康暦二年（一三八〇）南北朝時代のものである

なく後世のものである。

『五人所破抄見聞』の「日興公家ニ奏スルニ、武家ニ訴フ」の文註に、「総ジテ公家伝奏ト云テ当御代ハ勸修寺殿、広橋殿ナド伝奏衆ト云也」との記述があるが、「伝奏」とは武家から朝廷への申上げを取次ぐ役職であり、文中の「当御代ハ勸修寺殿、広橋殿ナド伝奏衆」とは文明三〇九年（一四七二）の勸修寺教秀・広橋綱光が伝奏衆に属していた当時を記したものである事から、著作年とする康暦二年（一三八〇）より約九五年後の文明年間（一四七五前後）、日蓮聖人滅後一九〇余年後の作であると推定する。妙蓮寺五世日眼は至徳元年（一三八四）に没しており、当時存命していたのは西山本門寺八世日眼（文明一八年没）である。

（五）、「二箇相承」の最古の写本は要法寺日辰（一五〇八〜七六）のもので、弘治二年（一五五六）七月、弟子日誓と北山本門寺に参詣の際、八世日耀の許可の下で同寺に正本（日蓮聖人の真筆）と伝う「二箇相承」を臨写し、日辰の奥書を証判として当時刊行された。正本の存在した唯一の根拠となるものである。

日辰本の「二箇相承」は以下の点で現行本と異なる。

『身延相承』「可待日而已、事戒法謂是也」と、「可待日而已」の五字が加わっている。

『池上相承』「釈尊五十年説法相承白蓮阿闍梨日興、可為身遠山久遠寺別当、背在家出家共輩非法衆也

弘安五年壬午十月十三日

日蓮在御判

武州池上

「と、現行本の「身延山」が「身遠山」となっている。

以上から、正本と伝う『池上相承』には、「身延山」が「身遠山」と表記されていたことが判明する。この事から、富士方面で「身延山」を「シンエンザン」と呼び習わしていた為に、『池上相承』を偽作した者が「身遠山」（シンエンザン）と誤記してしまったと推測される。日蓮聖人御遺文中に、「身延山」「みのぶ」を「身遠山」「しんえん」と

表記したものが一切無い事から、偽書である事が明白である。(三)(四)(五)、『富士戒壇論について』宮崎英修 参照

※以上の通り「二箇相承」は偽書であり、しかも、北山本門寺伝来で大石寺には元来写本(大石寺九世日有に帰した左京阿闍梨日教の写本が最古)しかない事実からも、正統性の根拠となり得ないものである。

「二箇相承」を現代の「相続書」に例えるならば、被相続人直筆の「相続書」が存在せず、その「相続書」が自称相続人の家に存在した事実も無く、二五〇年以上後に第三者が他の家から書き写して持参した「相続書」を以て相続の権利を主張する様なものである。現在の一般社会に対して、何ら正当性の根拠となり得るものではない。

◎大石寺教学と中古天台恵心流口伝法門との関係について、早坂鳳城師著『日蓮本佛論の構造と問題点(一)―恵心流口伝法門との関係を視点として―』(現宗研所報第三二二号所収 一三三―四七頁)にその研究が見られる。大石寺教学(日寛説)の書名・内容が中古天台恵心流口伝法門の相伝書の内容に酷似している事から、以下の点が指摘され、「中古天台の口伝法門の焼き直し」と評されている。大石寺教学は中古天台の亜流であることが自明である。

中古天台(恵心流)

石山教学(日寛説)

《中古天台に準拠する点》

止観勝法華劣

文底勝文上劣

…教観相對Ⅱ種脱相對

寿量品の内証

寿量品の文底

…文底觀心に別の法体(無作三身)を立てる

自受用報身(天台)

自受用報身(日蓮)

…天台(日蓮)本仏釈迦脱仏

七箇の大事

七箇の大事

…恵心流口伝法門の七箇の大事

切紙相承

切紙相承

…二箇相承の本来の口伝様式

本因行の能化	本因妙の教主	…本因妙の顕本
嫡流一人秘すべし	唯授一人秘すべし	…唯授一人の相伝
五百塵点最初	五百塵点当初	…新成顕本により無作三身を顕す
二箇相承	二箇相承	…口伝名称の流用

◎大石寺板曼茶羅本尊…本門戒壇の本尊、出世の本懐、一閻提総与の本尊

頭正会・大石寺の本尊とする板曼茶羅本尊は、日蓮聖人の出世の本懐であり、本門戒壇に安置する一閻浮提総与の本尊として日興師に授与されたとする。頭正会・大石寺教学では、「人即法の本尊」の内、「人本尊」を日蓮本佛、「法本尊」（妙法五字）が具現化したものを板曼茶羅本尊とし、板曼茶羅を末法における唯一絶対の本尊と位置づけ、他の真筆曼茶羅等は授与者一代のみ「一機一縁」の本尊であると教えられている。

『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』には、頭正会・日蓮正宗の本尊である「本門戒壇の大御本尊」（大石寺板曼茶羅本尊）について以下の記述がある。

『大聖人は竜の口のとぎ、絶大威力をもって国家権力をひれ伏させ給うた。そしていま熱原の農民は、大聖人に南無し奉る信心をもって、国家権力の威しに勝ったのである。』

大聖人はかかる法華講衆の出現を、未来日本国における広宣流布の先序・瑞相とおぼしめされ、神四郎等法華講衆を「願主」として、出世の本懐たる「本門戒壇の大御本尊」を御図顕あそばされた。この大御本尊こそ、広宣流布の暁に一国の総意をもって建立される「本門戒壇」に安置し奉るべき、最も大事の御本尊である。』（熱原の法難）

文の通り、「本門戒壇の大御本尊」（大石寺板曼荼羅）は、日蓮聖人により熱原法難で殉死した「神四郎等法華講衆を「願主」として」授与されたものであり、未来の日本国において広宣流布の暁に、一国の総意をもって建立される「本門戒壇」に安置される本尊であると云う。

大石寺四八世日量の『富士大石寺明細誌』には、大石寺板曼荼羅本尊について以下の通り記されている。
「什宝

一、本門戒壇の板大漫荼羅 一幅

日蓮聖人筆十界勸請御判の下横に並べ、

現当二世の爲め造立件の如し、本門戒壇の願主、弥四郎国重、法華講衆等敬曰、

弘安二年十月十二日

と、末代不朽の爲に楠の板に書く厚さ二寸二分堅四尺七寸五分横二尺一寸五分なり、

彫刻は中老僧日法に之を仰せ付けらる、地黒塗文字金色なり、

広宣流布の時に至り勅宣御教書を申請け富士山に本門寺戒壇を築く可き用意と爲て兼て之を造り置かる、此御本尊は

宗門の肝心蓮祖出世の本懐日興所屬の簡要当山靈宝の随一なり、

此御本尊を將て日興に付属する時の遺状に曰く、

日蓮一期弘法 白蓮阿闍梨日興付属之 可為本門弘通大導師也

国主被立此法者 富士山本門寺戒壇可被建立也 可待時而已 事戒法謂是也等云云、

又日興より日目に付属するの状に曰はく、

一日興か身に宛て賜る所の弘安二年の大御本尊日目に之を授与し本門寺に掛け奉るべきなり等云云、

又三大秘法鈔に曰はく、戒壇とは王法仏法に冥し仏法王法に合し王臣一同に三秘密の法を持ん時、勅宣並に御教書を申し下して靈山浄土に似たらん最勝の地を尋ねて戒壇建立すべき者か、時を持つべきのみ事の戒法と申は是なり、三国並に一閻浮提の人懺悔滅罪戒法なるのみならず、大梵天王帝釈等も来下して踏み給うべき戒壇なり等云云、古伝に云はく、此木甲州七面山の池上に浮び出て夜々光明を放つ、南部六郎実長の嫡男弥四郎国重之を取り上げて以て聖人に献ず等云云、又弥四郎国重の五字に就て表示し有りと相伝る云云。（富要五卷三三四頁）

「同二年弥四郎国重なる者一説に南部六郎実長の嫡男と云ふなり靈端に感じて良材を得以て蓮祖に献ず、蓮祖満悦し本門戒壇の大御本尊を書して日法に命じ之を彫尅せしむ」（富要五卷三一九頁）

以上の記述より、次の事項が考察し得る。

(一)、大石寺板曼荼羅の様相

「末代不朽の為に楠の板に書く厚さ二寸二分竪四尺七寸五分横二尺一寸五分なり、彫刻は中老僧日法に之れを仰せ付けらる、地黒塗文字金色なり」

▼板曼荼羅は、檜の木で作られ、裏面は原木の丸味を残すと云う。寸法は、厚さ二寸二分（六・七cm）、竪（縦）四尺七寸五分（一四三・九cm）、横二尺一寸五分（六五・二cm）である（他の記録書と若干の誤差あり）。木地は黒塗され、文字は陰刻され金箔が施されていると云う。日蓮聖人の命により中老僧日法が彫刻したと伝う。

・初期の記録に中老僧日法上人彫刻の記述はなく、大石寺十八世日精『富士門家中見聞』より、日法上人彫刻の伝承が作られた。

(二)、大石寺板曼茶羅の内容

▼板曼茶羅には、十界勧請の曼茶羅の下横に、

「現当二世の爲め造立件の如し、本門戒壇の願主、弥四郎国重、法華講衆等敬白、

弘安二年十月十二日」と、記されているという。

・板曼茶羅に勧請する諸尊中、妙楽大師を省略して、章安大師のみが書かれているが、この様な書式は真筆曼茶羅に存在しない。

・「本門戒壇之願主」は、大石寺が本門戒壇の根拠とする『三大秘法鈔』『身延相承』に依れば、「国主」である。したがって、一般人が本門戒壇の願主となる事は無い。

・願主の「弥四郎国重」は、「一説に南部六郎実長の嫡男」とするが、【顕正会】では、熱原法難で殉死した「神四郎等法華講衆」を願主としている。また、板曼茶羅記載の願主名は、熱原法難で斬首された三名「神四郎・四郎・弥太郎」の名を合わせて「弥四郎国重」としたとする伝承がある云う。

『富士大石寺明細誌』には、熱原法難の殉死者について、

「其の頭領熱原の神四郎田中の四郎広野の弥太郎三人終に斬罪に行はる」（富要五卷三一九頁）

と、記述があり、願主の「弥四郎国重」とは別人となっている。他の記録書も同様であることから、大石寺四八世日量（一七七〇～一八五二）の時代（幕末）以降に、板曼茶羅の願主を熱原法難の殉難者「神四郎等法華講衆」とする説が作られたとも推測し得る。

願主の「弥四郎国重」を「南部六郎実長の嫡男」とする説について、『波木井南部氏事蹟考』（宮崎英修著）によると、「実長に三子あり、長を長義弥六郎と称し家をつぎ、次を実継八戸氏の祖、三男を弥三郎実氏と云ひ常陸加倉井に住す」とあり、実長でもなければ、実長にそのような子息のないことは明白であると云う。以上の通

り、「弥四郎国重」は、身延や大石寺においても正確な記録の無い身元不明の人物である。

・熱原法難の指導者の一人、中老僧日弁上人や下野阿闍梨日忍上人の父である「甚四郎国重」（熱原国重）を間違えて「弥四郎国重」と記したとも推される。大石寺の伝承には無い。

※造立の日付である「弘安二年十月十二日」は、授与者とする日興上人は身延山に御不在で、駿河に居られた。日蓮聖人が「弘安二年十月十二日」に、日興上人へ宛てた『伯耆殿御返事』（昭和定本一六七六頁）が身延不在の証拠である。内容は熱原法難についての記述であるが、板曼荼羅造立に関する記述は一切ない。この点も板曼荼羅の存在を否定する根拠となり得る。

▼板曼荼羅には、「仏滅後二千二百二十余年」と書かれているが、以下に示す書には全て「仏滅後二千二百三十余年」と、記述されている。

『本門心底抄』 三位日順著 貞和五年（一三四九年）

「又云はく・仏滅度後二千二百三十余年の間・一閻浮提の内未曾有の大漫荼羅なり、朝には低頭合掌し夕には端坐思惟し・謹んで末法弘通の大御本尊の功德を勸ふるに、」（富要二卷三〇頁）

『五人所破抄見聞』 伝妙蓮寺日眼著（二箇相承の項に解説）

「一日興云く、（中略）末法能弘、本化所因の漫荼羅を以って本尊とす、仏滅度後二千二百三十余年の間一閻浮提の内未曾有の大漫荼羅と遊ばす也、諸仏菩薩諸世天等は衆生利益を肝要とせり三十余年と在る文永十一年の比よりの御筆の漫荼羅猶以て肝心也」（富要四卷一九頁）

『六人立義破立抄私記』 左京阿闍梨日教著 延徳元年（一四八九年）〈大石寺九世日有代〉

「故に仏滅度後二千二百三十余年の間一閻浮提之内未曾有之大漫荼羅を後面にかけ奉り」（富要四卷二七頁）

※以上の通り、日興上人に授与された曼荼羅は「仏滅度後二千二百三十余年の間一閻浮提の内未曾有の大漫荼羅」

であり、「仏滅後二千二百二十余年」と書かれた板曼荼羅ではない事は明白である。

(三)、大石寺板曼荼羅、日興上人付属の根拠

「広宣流布の時に至り勅宣御教書を申請け富士山に本門寺戒壇を築く可き用意と為て兼て之を造り置かる、此御本尊は宗門の肝心連祖出世の本懐日興所属の簡要当山靈宝の随一なり、此御本尊を將て日興に付属する時の遺状に曰く、

①日蓮一期弘法 白蓮阿闍梨日興付属之 可為本門弘通大導師也

国主被立此法者 富士山本門寺戒壇可被建立也 可待時而已 事戒法謂是也等云云、
又日興より日目に付属するの状に曰はく、

②一日興が身に宛て賜る所の弘安二年の大御本尊日目に之を授与し本門寺に掛け奉るべきなり等云云、

又三大秘法鈔に曰はく、③戒壇とは王法仏法に冥し仏法王法に合し王臣一同に三秘密の法を持ん時、勅宣並に御教書を申し下して靈山浄土に似たらん最勝の地を尋ねて戒壇建立すべき者か、時を持つべきのみ事の戒法と申は是なり、三国並に一閻浮提の人懺悔滅罪戒法なるのみならず、大梵天王帝釈等も来下して踏み給うべき戒壇なり等云云、」

▼大石寺では、広宣流布の時に国主の勅宣を受けて富士山に本門寺戒壇を建立し、板曼荼羅本尊を安置するとしている。この板曼荼羅は日蓮聖人の「出世の本懐」であり、日興上人に付属された、大石寺第一の靈宝であると云う。

・日蓮聖人が板曼荼羅を日興上人に付属した根拠として①『身延相承』を挙げているが、この相承書に板曼荼羅本尊の記述は無い。また、偽書である事は「二箇相承」の項で前述した。

・日興上人に授与された板曼荼羅を日目上人へ与えた根拠として②『日興跡条々事』（偽書）を挙げているが、板曼荼羅に日興上人の名前は一切無い。願主の「弥四郎国重」に授与されたものである。「弘安二年の大御本尊」とあるが、弘安二年に日興上人へ授与された曼荼羅本尊は、大石寺・その他寺院に一切存在しない。造立の日付である弘安二年十月十二日頃は、日興上人は身延山に御不在であった（前述）。

・「本門戒壇之願主」は、大石寺が本門戒壇の根拠とする①『身延相承』③『三大秘法鈔』の文に示される通り、「国主」となる。したがって、一般人の「弥四郎国重」が本門戒壇の願主となる事は無い

▼板曼荼羅本尊を日蓮聖人の「出世の本懐」とする根拠は、『聖人御難事』の次の文に基づき、建長五年の立教開宗以来、「二十七年」後の弘安二年に「出世の本懐」である板曼荼羅本尊を造立したと解釈すると云う。

「去建長五年「太歳癸丑」四月二十八日に、安房国長狭郡之内東條の郷、今は郡也。（中略）此郡の内清澄寺と申寺諸仏坊の持仏堂の南面にして、午時に此法門申はじめて今に二十七年、弘安二年「太歳己卯」なり。仏は四十年、天台大師は三十余年、伝教大師は二十余年に、出世の本懐を遂給。其中の大難申計なし。先々に申がごとし。余は二十七年なり。其間の大難は各々かつ（且）しろしめせり。」（昭和定本一六七二頁）

・右の書は「諸人宛」であり、「四条金吾」に保管を依頼したものである。したがって、日興上人宛の書ではない。文中の「出世の本懐」（佛がこの世に現れた本来の願い）とは、法華経を説く事であり、日蓮聖人においては、後文に「余は二十七年なり。」についての詳細な記述がある。

「而日蓮二十七年が間、弘長元年「辛酉」五月十二日には伊豆国へ流罪。文永元年甲子十一月十一日頭にきず（疵）をかほり左の手を打をらる。同文永八年「辛未」九月十二日佐渡の国へ配流、又頭の座に望。其外に弟子を殺れ、切れ、追出、くわれう（過料）等かずをしらず。仏の大難には及か勝たるか其は知ず。龍樹・天親・天台・伝教は余に肩を並がたし。日蓮末法に出ずば仏は大妄語人、多宝十方の諸仏は大妄語の証明なり。仏滅後二

千二百二十余年が間、一閻浮提の内に仏の御言を助たる人但日蓮一人なり。」(昭和定本一六七二頁)

・右文の通り、法難に耐えて法華経を説くと云う忍難慈勝の法華経色説を「二十七年」間続けてきたという意味である。また、『聖人御難事』に大石寺板曼荼羅・曼荼羅全般に関する記述は一切無い。以上の通り、『聖人御難事』に板曼荼羅本尊を日蓮聖人の「出世の本懐」とする根拠は一切無い。

▼「仏滅後二千二百二十余年が間、一閻浮提の内に仏の御言を助たる人但日蓮一人なり。」とは、法華経に「而も此の経は如来の現在にすら猶怨嫉多し、況や滅度の後をや」と、仏の滅後に法華経を弘める者は怨嫉多く大難を受けるとの「仏の御言」を色説をもって実証した者は、「仏滅後二千二百二十余年が間、一閻浮提の内」に日蓮ただ一人のみである。との意味である。したがって、「一閻浮提総与の板曼荼羅本尊」とは何の関係も無い文である。

・『聖人御難事』の後部(昭和定本一六七四頁)に熱原法難に関する記述が見られるが、板曼荼羅授与に関する記述は一切無い。

※右に検証した『聖人御難事』記載の内容を用いて、「弘安二年」に日蓮聖人の「出世の本懐」である「一閻浮提総与」の板曼荼羅本尊を「熱原法難」の殉教者等「神四郎等法華講衆」を願主として造立したとの虚構の来歴を作ったと推される。

(四) 大石寺板曼荼羅の造立由来

「古伝に云はく、此木甲州七面山の池上に浮び出て夜々光明を放つ、南部六郎実長の嫡男弥四郎国重之を取り上げ以て聖人に献ず等云云、又弥四郎国重の五字に就て表示し有りと相伝る云云。」

「同二年弥四郎国重なる者一説に南部六郎実長の嫡男と云ふなり霊端に感じて良材を得以て蓮祖に献ず、蓮祖満

悦し本門戒壇の大御本尊を書して日法に命じ之を彫尅せしむ」

▼七面山の池に浮び夜間光明を放っていた楠木を南部六郎実長の嫡男弥四郎国重之が取り上げ、日蓮聖人に献上した。聖人は楠木に曼荼羅を書き、中老僧日法上人に彫刻を命じた。

・高山である「七面山」に楠木は生育しない。したがって、七面山の池に楠木が浮かぶ事は無い。

・楠木の発見者であり、板曼荼羅の願主とする「弥四郎国重」は、南部氏と無関係で身元不明の人物である事、初期の記録に中老僧日法上人彫刻の記述はなく、後世の創作である事は前述した。

▼大石寺三一世日因の『有師物語聴聞抄佳跡上』に引用される『松野殿御書』に、七面山の池に浮ぶ楠木に関する伝説の原型が見られる。

「又松野殿御書中に御影造立の御称美之有り。御書に云く

我弟子の中に和泉阿闍梨と申す僧一人御座候、朝夕身を離れず給使奉事致さる、事比類なく秘蔵弟子なり、然るに彼の泉阿闍梨行功をはげまし日蓮か形をあらわさんか為に七面の明神に祈念せし故か、又天道道の至りか浮木出来せり、此の木を以一鉢ならず三尊まで造る一尊は大仏なれし身延山に安置せり、故に末世に於て日蓮か形をさざみつる事は泉阿闍梨無んば造仏しがたし、爾も闍浮第一の弟子なり、

此御書は世間希なる間今具に之を書くなり、然に此の中に一体に非ず三尊まで造ると者当山の最初仏重須正御影なり、一鉢は岡宮に之有りと云へり、又七面の明神者本来之有るか、七面の池之有り此池水に浮ひ出たる楠木なり、此板御本尊俱に三尊と遊されたるか、亦板御本尊の事をは略し遊されたるか測り難き者なり。」（富要一卷二五〇～一頁）

以上の通り、日法上人が七面山の池に浮んでいた楠木を用いて三尊を造立したと云う話が原型であり、板曼荼羅の記述がない事に大石寺三一世日因も当惑している。

※『松野殿御書』なる偽書に所載の七面山の池に浮んでいた楠木より日法上人が三尊を造立したと云う伝説を原型に、後の者が願主を弥四郎国重とする板曼茶羅を日法上人がこの楠木で造立したと云う架空の話を付加して現在の板曼茶羅造立由来が成立したと推される。

(五) 大石寺板曼茶羅の成立

・日蓮聖人御遺文(昭和定本)全編において、板曼茶羅に関する記述は一切ない。

・板曼茶羅本尊は、日興上人『御遷化記録』『御遺物配分事』、日位上人『大聖人御葬送日記』『御遺物配分事』に不記載であり、日興上人の代に存在しなかった事は明白である。また、西山本門寺日代の『五人所破抄』や日興上人に仮託した後代の作である『富士一跡門徒存知事』にも板曼茶羅の記述は無い。

▼板曼茶羅日有偽造説は、日有と同時期の北山本門寺六世日浄上人の『日浄記』に記載の「然るに日有未聞未見の板本尊之れを彫尅し」(『阿山問答』富要七卷四二頁)との記述が最古の文献であると云う。

『大石寺誑惑顕本書』(北山本門寺三四世日信)によると、同じく北山本門寺六世の『日浄記』を引いて、

『富山第六世日浄上人伝に曰く(中略)「然るに日有開山の本懐に背き未聞未見の板本尊を彫刻し、猶己義莊嚴の偽書を作る。併て邪知謗法の現罰を蒙り己に癡病人と成て甲斐国杉山に隠れ入て死し异ぬ。若し日有の誑惑世間に流布せば興門の道俗共に無間に墮し将来悲しむ可し云云。』(本門堂版六〇七頁)とあり、大石寺九世日有が板曼茶羅を偽造し、その罪障により病臥に付したと云う伝承が日興門流内で広く知られていると云う。

・大石寺九世日有(文明一四年(一四八二)没)が板曼茶羅を偽造した根拠として、

①「紫宸殿之本尊」、脇書「文安二年乙丑十一月六日 九世日有」、大石寺所藏(紫宸殿之本尊の模刻)

②「客殿安置紫宸殿檜板本尊に加筆」

脇書「大檀那大伴淨蓮 時に応永二十七年太才庚子卯月十五日、磐城妙法寺所藏

（但杣野淨蓮授与の板御本尊今岩城妙法寺に在り、紫宸殿御本尊の写なり、端書に云く

応永廿七年大伴淨蓮に之を授与す云々、今推するに国替に付き淨蓮子孫岩城に移る者か」

『有師物語聽聞抄佳跡上』大石寺三一世日因、富要一卷二二三頁

以上の二点が日有の造立した板本尊として現存する事から、『日浄記』の記述と照合して戒壇の板曼荼羅本尊も日有が偽造したと推される。

『創価学会批判』では次の通り、大石寺九世日有の手により板曼荼羅が偽造され、以降、大石寺の諸堂を整備した一二世日鎮の代に世に出たと推測している。

「即ち板本尊は、恐らく日有の手になり、日乗、日底の石門暗黒期を経て、日鎮の時に世に出たものと見てよく、それは日鎮諸堂建立の活躍期と見られる延徳、明応の頃、祖滅約二百年を中心とした頃であろう。それが漸次粉飾され、日法の造像を讀めた『松野書』に關連づけられて、徳川初期、智伝日志が『家中抄』の記事を比較対照して論じた如く、日精によりて祖像・板本尊と共に日法製作という、現在伝承の板本尊となったものである。」

（『創価学会批判』二八頁）

(六)、大石寺板曼荼羅の図形鑑別

・犀角説：「大石寺板曼荼羅」を北山本門寺・大石寺藏「日禪授与曼荼羅」を臨写し板に彫刻した偽作とする犀角独歩氏の説である（『現代宗教研究 第三九号』所収「大石寺漫荼羅本尊の真偽について」二八九～三一〇頁、『必携／図解 大石寺彫刻本尊の鑑別』瓊珞出版）。

「日禅授与曼茶羅」は、日蓮聖人が興門本六の一人、少輔房日禅上人に授与された「万年救護本尊」とも呼ばれる北山本門寺所蔵の曼茶羅であり、『本尊分与帳』に記載されているが、同じ曼茶羅が大石寺にも所蔵されていると云う。

犀角説によると、『河邊メモ』（大石寺元教師河邊慈篤氏による阿部日頭の板曼茶羅所見記録。題目と花押は日禅授与曼茶羅の模写）と『富士宗学要集』（当時、東京法道院所蔵、九卷一七八頁）の記述により大石寺所蔵「日禅授与曼茶羅」が確認できる事から、曼茶羅を二枚に剥離（若しくは模写）した為、北山本門寺（公開）・大石寺（非公開）に同じものが二枚現存すると推測している。この仮定の下、公開されている北山本門寺蔵の日禅授与曼茶羅写真と大石寺板曼茶羅写真（『日蓮上人』熊田葦城）を図形鑑別（画像解析）により比較検証し、両者の「題目・四大天玉」部分がほぼ一致する事を確認し、『石山本尊の研究』（柳澤宏道）の大石寺板曼茶羅「座配図」を参照して、『大石寺所蔵の丸木板漫茶羅本尊』は、題目・四大天玉を日禅授与漫茶羅から籠抜、もしくは臨模して用いた」（『現代宗教研究第 三九号』三〇九頁）偽作であると推定している。

図形鑑別により「日禅授与曼茶羅」と「大石寺板曼茶羅」の「題目・四大天玉」部分が一致した事実は、大石寺板曼茶羅偽作説を裏付ける有力な証拠である。

※以上、大石寺板曼茶羅本尊は、文献学・図形鑑別両面から偽作と推定し得るものである。

三、日蓮宗

①《本尊》

〔「本門の本尊」〕

①本尊の実体 本門の本尊の実体は日蓮宗宗憲の第一条に明記してある通り、

「久遠実成本師釈迦牟尼佛」である。」（『宗義大綱読本』八五頁）

以上の通り、日蓮宗の本尊は事顕本「久遠実成本師釈迦牟尼佛」である。

大石寺教学に基づく顯正会では、本門寿量品所説、釈迦牟尼佛の「久遠実成」を成道に始めがある（有始）と見做し、「久遠実成」より更に過去の「久遠元初」に成道した「久遠元初自受用報身」を本仏とし、釈迦牟尼佛をその垂迹とするが、『法華文句』の寿量品題名釈では、以下の通り説かれている。

「實に無量にして而して量と言ふは、此品（寿量品）及び金光明の如きは是れなり」

『法華文句』（国訳一切経 經疏部二 四一二頁）

文の通り、『法華文句』の寿量品題名釈では、寿量の「量」について、本来無量である本時成道以来の久遠本佛の寿命（遠寿）を「量」の語で表し「無量の有量」と表現するのである。五百億塵点劫の喩では、五百億塵点という「有量」に即して「無量」「無始久遠」を表現するのである。

大石寺教学では、この様に本来無始の成仏を表す「久遠実成」を曲解して有始と見做し、その上に『法華經』に説かれぬ「久遠元初」と云う架空の時間を設定し「自受用報身」の成道を説くものである。久遠元初自受用報身なる仏は中古天台無作三身の別名であり、真言の大日如来に由来することは前述した。

②《口伝》

◎日蓮聖人の中古天台受容

島地大等博士著『日本仏教教学史』（三四八〜五〇二頁）に拠ると中古天台教学は、「文献主義」と「口伝主義」の二系統に分類できると云う。両者の特徴を挙げると次の様になる。（口伝主義は、文献主義に記した人名以外の慧檀両流学者）

【中古天台二系統】

文献主義 三大部客観 顕教的 始覚 迹門 報身 論草（問答体） ↓宝地房證眞 道邃 靜算 靜明 聖覚等
口伝主義 三大部主観 密教的 本覚 本門 法身 血脈重視 ↓慧・檀八流（源平〜鎌倉期分派）

中古天台の二系統の教学より日蓮聖人の教学を判ずると、法華経・天台三大部と妙楽大師の解釈（原始天台）を主とした文献主義に立ち、口伝法門の引用がない点。『開目抄』『観心本尊抄』を始とした教学上重要な真蹟遺文に「本覚」「無作三身」等の中古天台教学用語やこれを用いた教理がない点等が先ず挙げられる。密教批判に関しては、前では空海（東密）、佐後より天台密教（台密）に対しても批判が顕著となる。佐後の日蓮聖人は、本覚思想の影響（本門 事具一念三千等）を受けつつも、原始天台を範とした文献主義に立ち、口伝血脈や密教的要素（無作三身 大日如来等）を排除し、理から事の法門を立てられたのである。中古天台の理本覚（法身為正）の凡夫即佛に対し、題目受持をもって人界具佛界を認め、本門事の一念三千、即身成仏を説き、本尊として事蹟本の久遠実成釈迦牟尼仏（報身為正）を説く。

◎天台宗密教化批判

「第一義真・第二円澄、此兩人は法華経を正とし、真言を謗とせり。第三の座主慈覚大師は真言を正とし、法華経

を謗とせり。其已後代々の座主は相論にて思定る事無し。第五十五並に五十七の二代は明雲大僧正座主なり。（中略）粗此を勘たるに、明雲より一向に真言座主となりて後、今三十余代一百余年が間、一向真言座主にて法華經の所領を奪るなり。『慈覺大師事』（昭和定本一七四二頁）

日蓮聖人の日本天台史觀は右御遺文の通り、第三代慈覺大師が真言密教を導入し、真言經典を中心とし法華經を依經とした。以降、両經の勝劣は定められなかった（理同事勝等）が、第五十五・五十七代明雲以降は全て「一向真言座主にて法華經の所領を奪るなり。」と、真言密教化したとの見解である。この中で、天台宗に真言密教を導入した慈覺大師を天台密教化の根源として批判し、

「あさましき事は慈覺大師の金剛頂經の頂の字を積云所言頂者於諸大乘法中最勝無過上故以頂名之。乃至如人之身頂最為勝。乃至法華云是法住法位。今正顯說此秘密理。故云金剛頂也云云。又云如金剛宝中之宝此經亦爾。諸經法中最为第一三世如来髻中宝故等云云。此積の心は法華最第一の經文を奪取て、金剛頂經に付のみならず、如人之身頂最為勝の積の心は法華經の頭を切て真言經の頂とせり。此即鶴の頸を切蝦の頸に付歟。真言の蟆も死ぬ。法華經の鶴の御頸も切れぬ見候。」（昭和定本一七四二頁）

と、『法華經』所說「是法住法位」「諸經法中最为第一」等の文を引用し、真言の『金剛頂經』の「頂」の字を諸經中第一の經と訳し、法華經の上に真言經典を第一位として位置づけた事を「法華經の頭を切て真言經の頂とせり。」と、非難している。以降、中古天台の「教觀相對」において法華經文上の久遠実成积迦牟尼仏に対し、文底觀心の無作三身Ⅱ真言・大日如来を選択し最勝とする教判も、同様に、「法華經の頭を切て真言經の頂」とする教義である。

◎口伝法門・相伝書批判

「されば慈覺・智証二人は傳教・義真の御弟子、漢土にわたりては又天台・真言の明師値て有しかども、二宗の勝

劣は思定ざりけるか。或は真言はすぐれ、或は法華すぐれ、或は理同事勝等「云云」。宣旨を申下には、二宗の勝劣を論ぜん人は違勅の者といましめられたり。此等は皆自語相違といふぬべし。他宗の人はよも用じとみえて候。但二宗齊等とは先師伝教大師の御義と宣旨に引載られたり。抑伝教大師いづれの書にかかれて候ぞや。此事よくよく尋べし。(中略) 設慈覚、伝教大師に値奉て習伝たりとも、智証、義真和尚に口決せりといふとも、伝教・義真の正文に相違せば、あに不審を加ざらん。」「報恩抄」(昭和定本一二一四～五頁)

日蓮聖人は、慈覚・智証の天台止観・真言密教を兼学し同等とする説に対し、「設慈覚、伝教大師に値奉て習伝たりとも、智証、義真和尚に口決せりといふとも、伝教・義真の正文に相違せば、あに不審を加ざらん。」と、口決相承よりも正確な文献を重視し、伝教・義真の文献に根拠の無い慈覚・智証の説を批判している。この様に、日蓮聖人は、文献主義の立場から天台と真言を同一視する口伝法門を批判されたのである。

同様に『撰時抄』においても、文献主義の立場から口伝法門を批判する文が見られる。

『天台云く「復修多羅と合せば録して之を用ふ。文無く義無きは信受すべからず」。伝教大師云く「仏説に依憑して口伝を信ずること莫れ」等と云云。此等の経・論・釈のごときんば夢を本にはすべからず。ただついさして法華経と大日経との勝劣を分明に説たらん経論の文こそたいせちに候はめ。』(昭和定本一〇四四頁)

「当世も法華経をば皆信じたるやうなれども、法華経にてはなきなり。其故は法華経と大日経と、法華経と華嚴経と、法華経と阿弥陀経と一なるやうをとく人をば悦で帰依し、別々なるなど申人をば用ず。たとい用れども本意なき事とをもへり。」「開目抄」(昭和定本五四九頁)

法華経に大日経・華嚴経(真言理論)・阿弥陀経(慧心念佛等)の教義を習合した中古天台教学に対し、日蓮聖人は「法華経にてはなきなり」と、それ等を廃する立場を明確に示されている。

「当世の天台宗の学者は、天台の石塔の血脈を秘し失う故に、天台の血脈相承の秘法を習い失つて、我と一心三觀の血脈とて我意に任せて書を造り、錦の袋に入れて頸に懸け、箱の底に埋めて高直に売る故に邪義国中に流布して、天台の佛法を破失せるなり。天台の本意を失い、釈尊の妙法を下す。」

『立正觀鈔』（昭定八五〇頁）中老僧日進上人写本

文の通り、偽造された中古天台口伝法門「一心三觀の血脈」の相伝書等が高値で売買されたことが邪義の広まった根源であると批判されている。中古天台の相伝書類を偽書として認識されていたのである。

以上の点から、中古天台口伝法門の影響下に成立した大石寺所伝の相伝書類は、日蓮聖人の批判の対象となると考えられる。

③《教判》

頭正会・大石寺教学では、『開目抄』の五重相對・『觀心本尊抄』の五重三段における最後段の種脫相對で、法華經本門壽量品文上「教相」脱益に相對し、文底「觀心」下種益に末法の教主久遠元初自受用報身（無作三身）応現日蓮本仏・本因妙の題目を立てるが、日蓮宗では、本門壽量品文上「教相」に文底「觀心」一念三千の法門が内在するとして教觀不二を説く。以下、『開目抄』の五重相對・『觀心本尊抄』の四種三段の解釈を検証する。

◎『開目抄』五重相對「教觀相對」：教觀不二

次の文（一念三千以下）が『開目抄』における五重相對の内、「教觀相對」を説く箇所である。

「華嚴宗と真言宗との二宗は偷に盜で自宗の骨目とせり。」

一念三千の法門は但法華經の本門寿量品の文の底にしつめたり（以下略）」（昭和定本五三九頁）

右の文意は、「華嚴宗・真言宗の二宗は法華經の特色である一念三千・二十の大事（法華文句記、十双歎）を盗んで自宗の教理の骨子としたが、（二宗の偷盜に対し）一念三千の法門は但（副詞、ただ…だけ）法華經の本門寿量品の文の底に沈めたのみである。」である。したがって、寿量品文上「教相」・文底「觀心」の相對ではなく、二宗の偷盜に対し寿量品「教相」文底に秘した奥義「觀心」が一念三千の法門である。この様に、法華經寿量品の教相（久遠実成…久遠本仏の成道）と内証としての一念三千の觀心（久遠本仏の開悟内容）は表裏一体「教觀不二」であり不可分である。

「特に「文底秘沈」と強調した理由は、この文の次上に、「華嚴宗真言宗との二宗は偷に盗んで自宗の骨目とせり」とある文節を受けたからで、この両家が天台の教を真似て一念三千を弄ぶようだが、元來、この法門は「寿量品の文の底にしづめ」られたもので、彼等の容易に見出し難いものであるということを示したものである。ゆえに、「竜樹天親知て、しかもいまだひろいさず」といい、「但我が天台智者のみこれをいだけり」というのである。すなわち、寿量藏天台懷であつて、華密両家の窺知し得なかつたところを強調したものに外ならない。」

『觀心本尊抄研究序説』一二六頁

「（開目抄上記文）一念三千の仏種が法華經正宗分の寿量品に内含秘藏せられていることを示したものである。然るにこの文を以て文上、文底、種脱の對判と見做し、在世の寿量品なお一念三千の法門を秘して準示せざるものであると解するが如きは、宗祖の真意を曲解せるものである。』『創価学会批判』一一七頁

◎『観心本尊抄』四種三段「本法三段」：教観不二

次の文が『観心本尊抄』第二一番問答、四種三段の内、「本法三段」を説く箇所である。

「又本門においても序正流通あり。過去大通仏の法華経より乃至現在の華嚴経乃至迹門十四品・涅槃経等の一代五十余年の諸経十方三世諸仏の微塵の経々は皆寿量の序分なり。一品二半より外は小乗教・邪教・未得道教・覆相教と名づく（以下略）」（昭和定本七一四頁）

「本法三段」では、「正宗分」を本門寿量品一品二半とし、その前後一切「一代五十余年の諸経十方三世諸仏の微塵の経々」を「序分」とする。「流通分」は本文に説かれていないが後文により末法弘通の題目とする。

「正宗分」の本門寿量品一品二半については、次の第二一番問答に以下の通り説かれる。

「本門を以てこれを論ずれば、一向に末法の初を以て正機となす。いわゆる、一往これを見る時は、久種を以て下種となし、大通・前四味・迹門を熟となし、本門に至つて等・妙に登らしむ。再往これを見れば、迹門には似ず。本門は序・正・流通ともに末法の始を以て詮となす。在世の本門と末法の初は、一同に純円なり。ただし彼は脱、これは種なり。彼は一品二半、これはただ題目の五字なり。」（昭和定本七一五頁）

釈尊在世の衆生（本已有善）は、本門寿量品一品二半を聴聞することにより成仏（脱益）できるが、滅後末法の衆生（本未有善）には、「題目の五字」を下種（下種益）し、これを受持することで成仏できる。寿量品一品二半と妙法五字の関係は、以降の文中に、「内証の寿量品」「寿量品の肝心たる妙法蓮華経」（昭和定本七一五頁）、「寿量品の

肝要たる名体宗用教の南無妙法蓮華經これなり」（昭和定本七一六頁）とある通り、本門寿量品一品二半所説、本時成道の内証である一念三千を妙法五字に凝縮した法門である。

したがって、文上・文底を相対し、寿量品一品二半の教相（文上）とは別に妙法五字の法体（文底・久遠元初自用報身）があるとする大石寺教学の「文底下種三段」等は根拠のない妄説である。そもそも本法三段は科段であり相対判ではない。

【本法三段】

序分 華嚴經乃至迹門十四品・涅槃經等の一代五十余年の諸經十方三世諸仏の微塵の経々

正宗分 寿量品一品二半「文上」〓妙法五字「文底」…五字に全ての經（文上）を包摂する。

流通分 末法弘通の題目（本文に説かず）

「『本尊抄』に「彼は脱、此は種なり、彼は一品二半、此は但だ題目の五字」というのは、かの本門正宗分一品二半は、釈尊が一往、本已有善の機の為に、脱益の教えとして説いたものである。しかし再往これを説かれた真意からすれば、寧ろ滅後末法の本未有善の機の為に、更にこの脱益の法を仏の護念力に依て咀嚼し、要法の題目として下種し、脱益を得せしめんとして説かれたものである。即ち一品二半は脱益の機に対しては、脱益の法となるが、下種の機に對しては能詮の教としてよく所詮の題目を含有するところの下種の法となるのである。一品二半の教法を捨てて、下種の題目が得られるのではない。故に宗祖は、（中略）『法華取要抄』にも、「寿量品の一品二半は始より終わりに至るまで、正く滅後の衆生のためなり。滅後の中には末法今時の日蓮等がためなり。」と論ぜられている。」

（『創価学会批判』一一七頁。『法華取要抄』昭和定本八一四頁）

本門寿命品一品二半 教観不二
┌ 教相 在世 脱益 聞法成佛 本已有善
└ 観心 滅後 下種益 題目受持 本未有善

【能詮】

【所詮】

④《観心》本門事観

『観心本尊抄』自然讓与段・四十五字法体段

「釈尊の因行果徳の二法は妙法蓮華經の五字に具足す。

我等此の五字を受持すれば、自然に彼の因果の功徳を譲り与えたもう。」（昭和定本七一一頁）

「今 本時の娑婆世界は、三災を離れ四劫を出でたる常住の浄土なり。仏すでに過去にも滅せず、未来にも生ぜず、所化以て同体なり。これ即ち己心の三千具足、三種の世間なり。」（昭和定本七一二頁）

釈尊の因行果徳を具足した妙法五字を唱題受持することで己心に仏界が具わり、十界互具・事の一念三千を成就（受持即脱益）させることが日蓮聖人における観心である。「文上・教相」久遠実成本仏の因行果徳が「文底・観心」妙法五字の功徳内容である故に「教観不二」である。

「釈尊の因行果徳」について『法華玄義』の次の文に明白に記されている。

『法華玄義』一上、七番共解 一票章（宗玄義）、（大正藏經三三三、六八三頁）

「宗とは要也。所謂る佛の自行の因果を以て宗と為す也。（中略）」

意を取て言を爲さば、因は久遠之實修を窮め、果は久遠之實證を窮む。」

右文の通り、久遠実成本仏の因行（久遠之實修）・果徳（久遠之實證）が妙法五字の功德内容（五重玄義具足、宗玄義所説）である。故に、妙法五字は久遠之實修〓本因妙・久遠之實證〓本果妙の二妙を具足する。

したがって、大石寺教学の教観（上底）相對において、

「因行果徳」を本因妙（因行）「文底・觀心」と本果妙（果徳）「文上・教相」に分離し、

久遠実成本仏「文上・教相」と妙法五字「文底・觀心」を切り離し、

妙法五字の功德を久遠元初自受用報身（本因妙）のものとする教義は、天台・日蓮教学に違背する妄説である。久遠実成本仏「教」と妙法五字「觀」を切り離すことにより五字の功德が無効となる。

久遠元初自受用報身なる仏は中古天台無作三身の別名であり、真言の大日如来に由来することは前述した。右の大石寺教学は、日蓮聖人が「華嚴宗と真言宗との二宗は偷に盜で自宗の骨目とせり」と述べられた如く、久遠実成本仏の功德（妙法五字〓事一念三千）を盗んで久遠元初仏（真言大日如来）のものとした邪法である。

大石寺教学では文上・文底を相對し、寿命品一品二半の教相（文上）とは別に妙法五字の法体（文底觀心・久遠元初自受用報身・本因妙）があるとし、日蓮聖人が「天真獨朗觀」（觀心）を行じて文底の久遠元初仏を感得し日蓮本仏（凡夫即仏・名字即成）を覺悟したとする事（『本因妙抄』）は前述した。

これに對し、日蓮聖人の本門教相に立脚した教観不二の觀心を【本門事觀】と云う。

「茲に又一方本門事觀の思想がある。これは天真獨朗に對する一の反對思想と見ることも出来るし、本門思想の發展による自然の發生と見ることも出来る。前の見方は日蓮に現れてゐる。彼は天真獨朗の觀を嫌ひ、それは謂はゆる禪天魔と同様の立場にありて教相を輕蔑するものである。即ち『止觀』に偏して『法華』を蔑するものである、『法華』ありて『止觀』あり、教ありて觀があるのである、教を無視する觀は一つの空想に過ぎず單の妄想に止む、と。斯く彼は天真獨朗を以て教を無視する禪と同視して、これを排斥したのである。而して彼は本迹二門の中、殊に本門に土臺を置いて法門を建て、教も本門・觀も本門とし、遠く經を採らず『法華壽量品』の中に之を求めたのである。これを門底祕沈の法門といふ。即ち『壽量品』の文の底に隠されてゐるとの義である。謂はゆる事の一念三千、事の一心三觀を主張する所以である。兎に角、遠く『止觀』を待たずに『法華壽量品』の底に隠れた内容を本門の觀心とするのである。これ即ち『法華經』といふ教權を重視し、『法華經』の中から直ちに觀法を建立する思想に立つものである。是れ亦一種の觀心思想ではあるけれども本迹未分の思想に對する反動思想である。」

『日本仏教教学史』 島地大等（五〇一頁）

（「本門事觀」は、本門教相〔有相〕上に觀心を立てる面の他、唱題三業受持〔色読、有相行〕の面もある。）

「爰に知んぬ。天台至極の法門は法華本迹未分の処に無念の止觀を立てて最極の大法とすと云へる邪義、大なる僻見也と云ふ事を。（中略）若此止觀法華經に依らざるといはば、天台の止觀教外別伝の達磨の天魔の邪法に同せん」
『立正觀鈔』（昭和定本八四九頁） 中老僧日進上人写本

右文の「法華本迹未分の処に無念の止觀を立てて最極の大法とすと云へる邪義」とは「天真獨朗觀」であり、「止觀勝法華劣（上底勝劣）」《法華經教相と觀心を相對させて「天真獨朗觀」の觀心を最勝とする教義》は、「教外別伝不立文字」《經典（教相）とは別に禪（觀心）の境地を相伝》の邪義をとなえる「禪天魔」の禪宗と同義であると

批判している。

したがって、『本因妙抄』において日蓮聖人が「天真獨朗観」を行じて文底の久遠元初自受用報身を感得し日蓮本仏（凡夫即仏・名字即成）を覚悟したとする大石寺教学（文上・文底を別体とする教理）は、「教外別伝」「禪天魔」の邪義として日蓮聖人の批判対象となると考えられる。

小 結

以上、本章において顕正会の教義である大石寺教学を検証してきた通り、正統性の根拠である「二箇相承」等の相伝書類は偽書であり、唯一絶対の本尊（法）とする「板曼荼羅本尊」は偽作である。また、教理の「日蓮本仏論」・本尊（人）の「久遠元初自受用報身」は、日蓮聖人が「禪天魔」「真言亡国」と批判された教義に同ずるものである。大石寺教学の「教観相對」において法華經文上の久遠実成釈迦牟尼仏を脱益とし、文底下種益の久遠元初自受用報身＝真言・大日如来に摩り替える教判は、「法華經の頭を切て真言經の頂」とする教義として日蓮聖人の批判対象となるものである。この様な折衷教義は、「此即鶴の頸を切蝦の頸に付歟。真言の蟻も死ぬ。法華經の鶴の御頸も切れぬ見候。」（昭和定本一七四二頁）と、両者の意義を失うものであり、法華經の功德を喪失するものである。

顕正会は「仏法」を大石寺教学に限定し、「日本一同の仏法違背」を亡国の一因とするが、顕正会こそ日蓮聖人本来の仏法に背く「仏法違背」の輩であると言えよう。

《観心》

【日蓮宗】本門事観 上底不二 教観不二 法華經・久遠本佛の功德＝妙法五字

【石山教学】天真獨朗観 上底相對 止観勝法華劣 教外別伝：「禪天魔」宗祖禪宗批判

《本尊》

【日蓮宗】事蹟本「久遠実成釈迦牟尼佛」＝法華經本門所説（教相）の本佛

【石山教学】理蹟本「久遠元初自受用報身」＝大日如来…「真言亡国」宗祖密教批判

Ⅳ 国立戒壇論・血脈相承問題

一、国立戒壇論

①頭正会国立戒壇論

頭正会は「大聖人の御遺命」として日本国民全体の帰依のもと国家意志の正式表明を経て「本門戒壇」を建立し、「本門戒壇の大御本尊（大石寺板曼荼羅）」を安置し奉るとする。

〈『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』第二章二節（一）〉

『日蓮一期の弘法』とは、大聖人出世の本懐たる本門戒壇の大御本尊の御事である。いまこの大御本尊を日興上人に付嘱して「本門弘通の大導師」に任じ、広宣流布の時いたれば、富士山に本門戒壇を建立すべしと命じ給うておられる。これが「御遺命」である。加えて、我が門弟たる者この状を守り、いささかも違背してはならないと制誡されている。

されば、広宣流布もしないうちに「正本堂」なるものを勝手に建てて「御遺命の戒壇」などと偽る者は、まさしく「此の状」を守らぬ御遺命破壊の逆徒なのである。』（「一期弘法付嘱書」の御教示）

『場所』についての御指示は、「靈山浄土に似たらん最勝の地」である。

ここには地名の特定が略されているが、日興上人への御付嘱状を拝見すれば「富士山」たることは言を俟たない。

さらに日興上人は広漠たる富士山麓の中には、南麓の「天生原」を戒壇建立の地と定めておられる。天生原は大石寺の東方四キロに位置する畷々たる勝地である。ゆえに日興上人の「大石寺大坊棟札」には

「国主此の法を立てらるる時は、当国天母原に於て、三堂並びに六万坊を造営すべきものなり」

と記されている。ちなみに「三堂」とは、本門戒壇堂・日蓮大聖人御影堂・垂迹堂をいう。

また第二十六世・日寛上人は

「事の戒壇とは、すなわち富士山天生原に戒壇堂を建立するなり。御相承を引いて云く『日蓮一期の弘法 乃至国主此の法を立てらるれば富士山に本門寺の戒壇を建立せらるべきなり』と云々」(報恩抄文段)と。

「事の戒壇」とは、広宣流布の暁に事相(事実の姿)に建てられる戒壇をいう。したがって、それ以前に戒壇の大御本尊まします所は「義の戒壇」と申し上げる。

さらに第五十六世・日応上人は御宝蔵説法本に

「上一人より下万民に至るまで此の三大秘法を持ち奉る時節あり、これを事の広宣流布という。その時、天皇陛下より勅宣を賜わり、富士山の麓に天生ヶ原と申す曠々たる勝地あり、ここに本門戒壇堂建立あつて……」と示されている。

以上、三大秘法抄の聖文を拝すれば、本門戒壇建立についての「時」と「手続」と「場所」は太陽のごとく明らかである。まさしく御遺命の戒壇とは「広宣流布の暁に、国家意志の公式表明を以て、富士山天生原に建立される国立戒壇」である。』(「三大秘法抄」の御教示)

文証(国立戒壇論の根拠とする御遺文・相伝書)

『身延相承』「国主此の法を立てらるれば、富士山に本門寺の戒壇を建立せらるべきなり。(部分)」

『三大秘法稟承事』「戒壇とは、王法仏法に冥じ仏法王法に合して、王臣一同に本門の三大秘密の法を持ちて有徳王・覺徳比丘の其の乃往を末法濁悪の未来に移さん時、勅宣並びに御教書を申し下して、靈山浄土に似たらん最勝の地を尋ねて戒壇を建立す可き者か。時を待つべきのみ。事の戒法と申すは是れなり。三国並びに一閻浮提の人・懺悔滅罪の戒法のみならず、大梵天王・帝釈等も来下して踏み給うべき戒壇なり」（昭和定本一八六四頁）

右文の通り、頭正会は戒壇建立の場所について、『三大秘法稟承事』の「靈山浄土に似たらん最勝の地」を『身延相承』（日興上人への御付嘱状）に基づき「富士山」とし、更に「大石寺大坊棟札」や二六世日寛や五六世日応の説を引用し、「天生原（あもうがはら）」に限定する。ここに、日本国民全体の帰依のもと国家意志の正式表明を経て、「本門戒壇の大御本尊（大石寺板曼荼羅）」を奉安する「本門戒壇」を建立すると云う国立戒壇論を主張している。

② 国立戒壇論争

『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』では、創価学会と日蓮正宗が共謀し国立戒壇設立を正本堂建設に摩り替えた「御遺命違背」を「亡国の二因」の一つとしている。頭正会と日蓮正宗・創価学会が対立してきた経緯は、本稿Ⅰ章で概略した『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』の「第二章 亡国の二因」「二、創価学会の仏法違背」に記した通りである。

昭和四五年、大石寺正本堂建立の際、国会で共産党より創価学会公明党の国立戒壇説は違憲との指摘を受け、昭和四七年、日蓮正宗は「国立戒壇」の名称の使用を禁止し、「正本堂は現時における事の戒壇」であり、御遺命の本門戒壇は将来広宣流布（日本国民の三分の一が入信〈舎衛の三億説〉）が成就された暁に建立されるとした。国立戒壇論を撤回しない頭正会（当時、妙信講）は、同昭和四九年解散処分を受け、事実上の破門となった。昭和四五年〜平

成二年にかけて、日蓮正宗・創価学会へ国立戒壇論に関する四度の諫暁を行い、平成九年第一回一國諫暁（翌一〇年正本堂解体）、平成一六年第二回一國諫暁、諫暁書『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』を発行したとする。

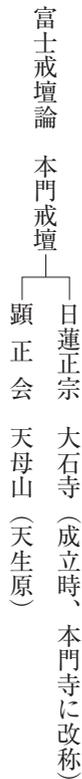
『阿部教学部長もまた二冊目の悪書「本門事の戒壇の本義」を書いた。これは先の「国立戒壇論の誤りについて」に輪をかけた破法の書で、三大秘法抄をさらに曲会して「勅宣・御教書」を「建築許可証」などと云い、「国立戒壇を主張する浅井一派は身延系・田中智学の亜流」とまでの悪言を吐いた。』

（『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』第二章二節（一）第一次諫暁）

現在、日蓮正宗は「国立戒壇」を国柱会の名称と認め、顕正会の天母山戒壇説は京都要法寺の説であるとして否定。大石寺を本門の戒壇とし、将来、広宣流布が成就された暁に戒壇堂を建立し、本門寺に改称するとしている。

「日蓮正宗においては、古来、本門戒壇の大御本尊在すところ（大石寺）がそのまま本門の事の戒壇とし、そのうえで、将来に広宣流布が達成された暁に、信仰の根源の霊場として戒壇堂が建立されるとするのである。」

（『諸宗破折ガイド』一六九頁）



③ 検証

（一）『三大秘法裏承事』では、「靈山浄土に似たらん最勝の地を尋ねて戒壇を建立す可き者か。」と、本門戒壇建立の場所を「靈山浄土に似たらん最勝の地」と記したのみで、場所を特定していないが、日蓮正宗系の富士戒壇論は、「最勝の地」を富士山麓に特定し、広宣流布の暁に、遷都し、本門寺を建て本門戒壇を建立すると云うものである。

日興上人が富士を「最勝の地」とし、自己の教学体系に入れていた（『富士戒壇論について』六三八頁）と考えられる根拠は、『三時弘経次第』（仏法流布の次第を正法（小乗、権大乘）・像法（法華経迹門）・末法（法華経本門）の三時に分けて説かれた書で、申状の副申として用いられた）の次の文に見られる。

「今ま末法に入つて本門を立て、国土を治む可き次第。

桓武天皇と伝教大師と共に迹化付属の師檀と為つて爾前を破つて迹門を立て、像法を利益し
国土を護持する事之を図す。

迹門の寺 付属の弟子は 薬王菩薩 伝教大師。

比叡山 始成の釈迦仏 迹化垂迹の師檀 像法。

垂迹神 （天照太神八幡大菩薩） 桓武天皇。

今ま日蓮聖人は共に本化垂迹の師檀と為つて迹門を破して本門を立て、末法を利益し

国土を治む可き之を図す。

本門の寺 付属の弟子 上行菩薩 日蓮聖人。

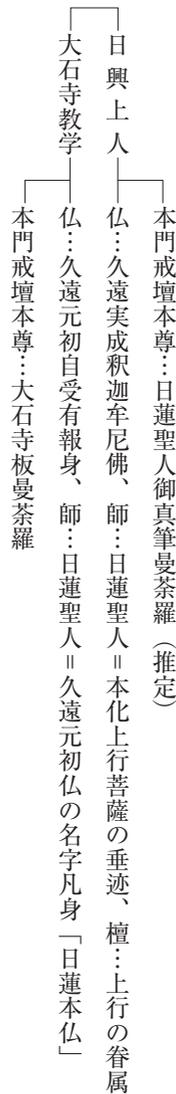
富士山 久成の釈迦仏 本化垂迹の師檀 末法。

垂迹神 （天照太神八幡大菩薩） 当御代。 」（宗全第二卷二五九頁、富要一卷四九頁）

文の通り、像法時は、弘通の拠点を「比叡山・迹門の寺（延暦寺）」とし、仏を「始成の釈迦仏」、「迹化垂迹の師檀（師と檀那）」で師を「伝教大師」とするのに対し、末法時は、弘通の拠点を「富士山・本門の寺（本門寺）」とし、仏を「久成の釈迦仏（久遠実成釈迦牟尼佛）」、「本化垂迹（本化上行菩薩の垂迹）の師檀」で師を「日蓮聖人」と規

定している。この中で、末法時の弘通拠点に「最勝の地」を「富士山・本門の寺（本門寺）」としているが、本門戒壇に言及していない。

日興上人が『三時弘経次第』に弘通拠点として「最勝の地」を「富士山・本門の寺（本門寺）」と規定されたならば、本門戒壇もその近隣に建立される（若しくは、建立の時期に満たない為言及されなかった）とも推測し得るが、戒壇を形成する本尊や師檀の定義として、顕正会・大石寺教学と以下の点で異なる。



※顕正会・大石寺教学が「本門戒壇の本尊」（一閻提総与の本尊）とする「大石寺板曼荼羅」は、日興上人『御遷化記録』『御遺物配分事』、日位上人『大聖人御葬送日記』『御遺物配分事』に不記載であり、日興上人の代に存在しなかった事は明白である。大石寺教学において「久遠実成釈迦牟尼佛」を脱益の仏として廃し、下種益の「久遠元初自受有報身」を末法の本仏とし、この仏が「名字凡身」としてこの世に現れたのが日蓮聖人であるとする「日蓮本仏論」（「外用」として、上行再誕を説く。）は、悉く日興上人の教義に違背するものである。

したがって、顕正会・大石寺教学における本門戒壇論は、日興上人の示された「久成の釈迦仏（久遠実成釈迦牟尼佛）」を本門教主の本仏として信仰する、「本化垂迹の師檀」即ち、本化上行菩薩の垂迹（師・日蓮聖人）とその眷属（檀越）で形成された教団の基に成立する本門戒壇論に違背するものである。

「一は日本乃至一閻浮提一同に本門の教主釈尊を本尊とすべし。所謂宝塔の内の釈迦多宝、外の諸仏、並に上行等の四菩薩脇士となるべし。二には本門の戒壇。三には日本乃至漢土月氏一閻浮提に人ごとに有智無智をきははず、一同に他事をすてて南無妙法蓮華經と唱べし。」『報恩抄』三秘（昭和定本一二四八頁）

(二)日興門流の本六人・新六人の中で富士山本門戒壇論は明白に説かれなかったが、重須談所第二代学頭の三位阿闍梨日順上人により富士山本門戒壇論が明確化された。

日順上人は、『本門心底抄』に、比叡山迹門戒壇の次に本門戒壇を説き、

「此の上に本門の戒壇建立必定なり、所以は何ん・涌出神力の明文に本化の大人を召して久成の要法を授く、(中略)行者既に出現し久成の定慧・広宣流布せば本門の戒壇其れ豈に立たざらんや、仏像を安置することは本尊の図の如し、戒壇の方面は地形に随ふべし、国主信伏し造立の時に至らば智臣大徳宜しく群議を成すべし、兼日の治定後難を招くあり寸尺高下注記するに能へず。」(宗全第二卷三四六頁、富要二卷三四頁)

と、比叡山迹門戒壇に対し、本門戒壇建立は必定であるとし、戒壇には、大曼荼羅本尊に凶顕された如く「仏像を安置」し、建立する「方面」(方向)は「地形に随ふべし」とある。

また、『摧邪立正抄』には、

「法華は諸經中の第一・富士は諸山中の第一なり、故に日興上人独り彼の山をトして居し、爾前迹門の謗法を対治して法華本門の戒壇を建てんと欲し、本門の大曼荼羅を安置し奉つて当に南無妙法蓮華經と唱ふべしと、公家武家に奏聞を捧げて道俗男女に教訓せしむ」(宗全第二卷三五五頁、富要二卷四三頁)

と、富士山に本門戒壇を建立する事は日興上人の意向であり、諫暁活動の目的であったとしている。

以上の通り、日順上人は、『三時弘經次第』の説に戒壇論を付加し、日興上人の意向として、像法・比叡山・迹門

戒壇、末法・富士山・本門戒壇を配したと推される。(『富士戒壇論について』六三七～四一頁参照)

※富士山に本門戒壇を建立する旨を日蓮聖人の御遺命として明確化するの、室町初期成立の『身延相承』によるものである。顕正会を含む日蓮正宗系の富士戒壇論は、本稿第三章で検証した《偽書》『身延相承』の「国主此の法を立てらるれば、富士山に本門寺の戒壇を建立せらるべきなり。」の文を富士山麓に本門戒壇を建立する直接的根拠とし、『偽作』『板曼荼羅本尊』を本門戒壇に奉安する唯一絶対の本尊とする内容であることから、一般社会が客観的根拠として容認し得るものではない。したがって、「国立戒壇」として公認される事は本来不可能である。

④公安調査庁の告示資料『内外情勢の回顧と展望』

顕正会は国立戒壇設立を「国家意志の正式表明」の下に成立するとしているが、国の調査機関に属する「公安調査庁」(法務省外局)により「特異集団」として監視下にある。次に示す公安調査庁の告示資料『内外情勢の回顧と展望』に明記されている。

「内外情勢の回顧と展望(平成17年1月)」

第3 平成16年の国内情勢

5 特異集団

自然災害による不安や不透明な朝鮮半島情勢に乗じて勢力拡大を図った特異集団

―地震、異常気象などによる不安や不透明な朝鮮半島情勢などに乗じて会員を拡大―

〈地震、異常気象などによる不安や不透明な朝鮮半島情勢などに乗じて会員を拡大〉

会員数100万人を達成したとする集団が、「自派の宗祖に帰依しなければ日本は滅びる」とする冊子を作成し、4月以降、これを各界関係者らに一方向的に送付したほか、勧誘活動の一環として、全国規模での配布を実施した。同集団は、こうした活動を展開する中で、相次ぐ異常気象や地震による災害などを亡国の予兆ととらえ、「いよいよ亡国の大難が起ころる時を迎えている」などと不安感をあおりながら勧誘活動を更に活発化させた。（中略）

こうした特異集団は、危機感や不安感をあおった上で、勢力拡大を図っており、その特異な言動には、引き続き注目を要する。」

「内外情勢の回顧と展望（平成18年1月）

第3 平成17年の国内情勢

5 特異集団

特異集団が、社会通念とかけ離れた特異な主義・主張に基づいて様々な活動を展開

―不安感をあおって執拗な勧誘を行った集団も―

特異集団は、社会通念とかけ離れた主義・主張を掲げ、平成17年中も、これに基づいた特異な活動を展開した。

（中略）

また、10年以内に300万人会員の達成を目標とする集団が、相次ぐ自然災害をとらえて「巨大地震・異常気象は大闘争の前兆」などと恐怖心をあおり、「男子精鋭十万の結集で亡国日本を救わん」と訴えて布教を呼び掛けたほか、大学生などの若年層を対象として、執拗な勧誘を展開し、監禁容疑で逮捕され関連施設などが家宅搜索される事件（7月）を引き起こすなど、社会との軋れきを顕在化させる動きもみられた。（中略）

こうした特異集団は、引き続き、独自の主義・主張の具現化に向け、危機感や不安感をあおって勢力拡大を図って

おり、その過程で不法事案を引き起こすことも懸念される。」

※以上の通り、顕正会は「国家意志の正式表明」による戒壇設立とは正反対の状況下にある。

「戒壇」とは、受戒の場である事は言うまでもない。右の告示資料の通り、顕正会は破戒行動を繰り返す「特異集団」であり、顕正会の主張する「本門戒壇建立の御遺命」に自ら背く輩である。

二、血脈相承問題

①大石寺血脈断絶説支持の経緯

『阿部日顕管長の登座』

細井日達管長の急死は宗門全僧侶に衝撃を与えた。その不安と混乱の中、阿部信雄総監（当時）が「実は自分が内々御相承を受けていた」と自己申告して、管長急死で茫然自失に陥っていた一山大衆を尻目に、猊座に登り「日顕」と名乗った。まさに一瞬の出来事だった。池田と心合わせであったことは自明である。

阿部日顕管長が登座するや、池田大作は声を大にして「御法主上人猊下を断じてお守りする」と繰り返した。阿部管長も池田を「広布の指導者」と讃え、二人の癒着はいよいよ堅くなった。』

（『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』第二章二節（一）第四次諫暁）

大石寺では、日興・日目上人より歴代の法主にのみ唯授一人の血脈相承が継承される事を正統性の根拠としている。昭和五四年七月二二日、大石寺六六世細井日達の急死により、六七世阿部日顕への正式な血脈相承が無かったとして、破門後の正信会や創価学会は血脈相承授受を否定している。顕正会は当初、血脈断絶説を否定していたが、平成

十年、板曼荼羅本尊の大石寺正本堂から奉安殿への遷座を「御遺命守護完結」《国立戒壇（本門戒壇）設立を正本堂建設に摩り替えた御遺命違反に對し、諸天の守護により、正本堂が解体され、板曼荼羅本尊が奉安殿へ遷座し解決したとする》とし、翌年からは、日蓮正宗・創価学会の「御遺命違反の科」により、六六世日達から六七世日顯への血脉相承の授受は不可能になったとして血脉断絶説に転じたと云う^{a)}。

② 日目上人再誕説

大石寺より破門され、六六世日達代で大石寺の血脉が途絶えたとする頭正会は、左に示す文の内容を正統性の根拠としている。

『申状見聞』保田妙本寺十四世日我著

「目上御遺言に曰く此の申状奏せずして終に臨終す、此の土の受生所用無しと雖も、今一度人間に生し此の状を奏す可し、若し此の状奏聞の人未来に於て之れ有らば日目か再来と知る可し、其の時御辞世の歌に代々を経て思をつむぞ富士のねの煙よをよべ雲の上まで、此の心思ひ合す可し、雲の上は大裏也代々は日目已来の血脉也思をつむは四十二度の行功也、をよべとは、後代未来に於て奏聞せんとの御心也、然る処に正慶二年より明応八年迄百六十七年奏する人之れ無し之れに依て日目門家にも何にも此の状を日中に読み奉らず、爰に日要之れ奏すを争か之れを疑ふ可けん乎、其の上当家の再興行跡の辛苦目上に異らず、加之要上或る時靈夢に大聖開山御相伴有り日郷の御爵にて金銚子を以て酒をうけ飲み玉ふ、爰に日目は見へ玉はずさても不審也と思ふて夢覚めたり平生御雑談也、其の後妙本寺の上人に御住也、」（富要四卷九〇頁）

右文より、天奏上洛の途中、遷化した大石寺三世日目上人の遺言に、「後世に天奏する者があれば、その人は日目の再来である」とあるのを受けて、日要上人が自身を日目の再来であるとの夢を見、その後保田妙本寺十一世となり日目上人の血脈を受け継いだとの『申状見聞』の記述から、現在において、天奏すなわち国家諫暁を行う顕正会浅井会長自身が日目上人の再誕としての自覚に立ち、日目上人より血脈を相続すると云う「日目上人再誕説」^⑥を主張している^⑦と云う。

※この日目上人の遺言は、天奏に伴った日郷上人を通して保田妙本寺に伝承したものである事から、浅井氏は大石寺ではなく妙本寺を経由して日目上人からの血脈を相続した事となる^⑧。

妙本寺一一世日要は、大石寺九世日有に教義上の指導を受けた（『興門教学の研究』一七〇頁）事から、一四世日我の代にも交流があり、日目上人の遺言の記述のある『申状見聞』が大石寺にもたらされたとも考えられる。

③ 血脈相承論争

大石寺では法主交代の際、「相承箱」に収められた唯受一人・血脈相承の授受を行うと云う^⑨。昭和五四年七月二十一日、大石寺六六世細井日達急死により、六七世阿部日顕への正式な血脈相承の授受が行われず、「相承箱」が国分寺市大宣寺住職の下にあるとして、破門された正信会・創価学会は血脈相承授受を否定し、六七世日顕に大石寺管長の資格が無いとしている（昭和五六年、正信会は「管長地位不存在確認」で大石寺を提訴^⑩）。これに対し、日蓮正宗は、血脈相承が正式に行われ、「相承箱」は大石寺に蔵されていると、大石寺内の『院達』や『通告書』を文証に挙げ反論している^⑪。

「今回の誹謗においては、本宗の血脈相承に関して、『御相承箱』が国分寺市大宣寺にあり、昭和五十六年一月十三日、御法上人猥下、早瀬義孔師（故人）、早瀬義寛師（現・早瀬日如庶務部長）、八木信整師（現・八木日照大石寺主任理事）、阿部信彰師（現・庶務部副部長）等が大宣寺へ出向き、菅野慈雲師（現・菅野日龍大宣寺住職）から『相承箱』を奪い取るうとして失敗したなどと、まことしやかに述べています。

これにつき、このたび、御法上人猥下より、『御相承箱』のことは宗義の大事であり、軽々に口にすべきではないが、御先師よりお承けした『御相承箱』は、総本山内のしかるべき場所に常時厳護申し上げてある旨（むね）の御言葉がありましたので、お知らせいたします。

よって、彼らの言が、作り話であることは、その根拠を全く示せないことから明白であり、当然ながらかかる事実は全くないことが、これら各師（故早瀬義孔師を除く）の証言により明白であります」

（院第三六三三号 平成一五年七月二二日）^①

①②③④ 『迷走する頭正会を斬る』櫻川忠 二七二～五頁 参照

⑤⑥⑦ 『続 創価学会のいうことは こんなに間違っている』日蓮正宗法義研鑽委員会 四五～九頁 参照

※「相承箱」に収められた相承書（金口相承）の内容について大石寺では公表していないが、本稿第三章において「二箇相承」を始めとした大石寺所伝の相伝書類について検証した通り、全て他寺より伝来した偽書であり、大石寺に正本すら無い現状から、金口相承も偽書の類、若しくは系譜図と推される。

「我意に任せて書を造り、錦の袋に入れて頸に懸け、箱の底に埋めて高直に売る故に邪義国中に流布して、天台の佛法を破失せるなり。」『立正観鈔』（昭定八五〇頁）

右文と同様、大石寺所伝の「相承箱」に収められた、中古天台影響下成立の相伝書類も日蓮聖人の批判対象となる

と推される。よって、これ等偽書を相伝内容とする「唯授一人の血脈相承」は、何ら日蓮聖人の正系である根拠となるものでない。

小 結

以上、本章において顕正会の「国立戒壇論」について検証した通り、大石寺教学に基づく本門戒壇論は、偽書『身延相承』を直接的根拠とし、偽作『大石寺板曼荼羅本尊』を本門戒壇の本尊とし、日蓮本仏論を基盤とした師檀關係により成立する事から、日蓮聖人・日興上人の定義するところの久遠実成釈迦牟尼佛を本門教主とする「本化垂迹の師檀」により成立する本門戒壇に違背するものであり、一般社会が日蓮聖人の戒壇論として容認し得る客観的根拠を持たない。

顕正会の逮捕者を出す強引な勧誘活動は破戒行為であり、国家機関の監視下にあるという状況は、「国家意志の正式表明による本門戒壇設立」と云う同会の主張を自ら否定するものである。また、顕正会は日蓮正宗大石寺より破門・絶縁されている事から、大石寺所有の板曼荼羅本尊を顕正会の本門戒壇に利用することは本来不可能である。

日蓮正宗の「血脈相承」は、本稿第三章に記した他寺伝来の偽作の相伝書類を相伝内容とする事から、何ら正統性の根拠となり得ない。顕正会浅井会長の「日目上人再誕説」も保田妙本寺の伝承を大石寺が流用したものであり、大石寺系統の正統性の根拠となるものでない。浅井氏の自己満足に過ぎない。

顕正会は、「亡国の一因」を「創価学会の御遺命違背」とするが、右に記した通り、日蓮正宗系教団の本門戒壇論は、日蓮聖人・日興上人の定義するところの本門戒壇論に違背するものであり、日蓮聖人の「御遺命」ではない。また、顕正会の破戒行動は「本門戒壇建立」の意義を自ら否定する行為である。

結

以上、『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』を通して頭正会の教義を検証してきた。

本稿第二章「仏法違背により災難の起こる理論」では、前掲書「序章」に説かれる「災難の起こる理論」を検証し、同書の科学的解説と諸天善神処罰説を強引に符合させる理論は、日蓮聖人の理論体系を区別した論説に反する事。頭正会会員が各地で起した「破戒行動」は、『立正安国論』や草案で「災難の原因」として批判される「破戒行動」に類似する事等を論証した。

本稿第三章「大石寺教学、日蓮本仏論」では、前掲書「第一章」に説かれる頭正会の教義である「大石寺教学」と、「第二章」に説かれる「亡国の二因」の内、①「日本一同の仏法違背」を検証し、頭正会が「仏法」とする「大石寺教学」は、日蓮聖人本来の教義に違背する事を論証した。

本稿第四章「国立戒壇論・血脈相承問題」では、前掲書「第二章」に説かれる「亡国の二因」の内、②「創価学会の御遺命違背」と、大石寺の「血脈相承問題」について検証し、頭正会が日蓮聖人の御遺命とする「国立戒壇」は、日蓮聖人・日興上人の定義するところの本門戒壇に違背する事。同会の意図する国立（国家意志の正式表明）による戒壇設立とは正反対の状況下にある事。大石寺の「血脈相承」は、他寺伝来の偽作の相伝書類を相伝内容とする為、正統性の根拠となり得ない事等を論証した。

結果、頭正会が亡国の原因（日蓮聖人への違背）とするものは、頭正会自身がその要因に該当すると言い得る。これは、頭正会の思想・行動の基となる大石寺教学が、日蓮聖人本来の教義に悉く違背する事に起因するものである。詳細は、本稿各章に記した通りである。

日蓮正宗系教団の国立戒壇問題・血脈相承論争等を通じた相互対立は、互いの正当化に出版・報道を利用し自己に

有利な情報を一般社会に流している。これを要因に内輪争いを社会問題化させているが、問題の根源は、日蓮正宗の檀信徒団体（二元）顕正会・創価学会・（現）妙観講等法華講中への大石寺教学に基づく独善的排他的な教化指導に他ならない。日蓮正宗系教団が一般社会・仏教界へ与えた悪影響は計り知れないものである。「立正安国」を冠する本宗の宗門運動の下で、日蓮正宗系教団の教えが誤りである事実を社会一般に広く伝えてゆく必要があると思われる。

参考文献

- 『日蓮聖人御遺文昭和定本』日蓮教学研究所編
- 『日蓮正宗学全書』第二卷 日蓮教学研究所編
- 『宗義大綱読本』日蓮宗勸学院 日蓮宗新聞社
- 『日蓮聖人事典』日蓮宗
- 『創価学会批判』（復刻版）日蓮宗現代宗教研究所
- 『日蓮聖人教学の研究』浅井要麟 平楽寺書店
- 『日蓮宗教学史』執行海秀 平楽寺書店
- 『興門教学の研究』執行海秀 平楽寺書店
- 『御義口伝の研究』執行海秀 山喜房仏書林
- 『観心本尊抄研究序説』茂田井教亨 山喜房仏書林
- 『観心本尊抄 仏典講座三八』浅井円道 大蔵出版
- 『上古日本天台本門思想史』浅井円道 平楽寺書店
- 『仏教の歴史と文化』所収、『富士戒壇論について』宮崎英修 同朋舎出版
- 『天台教学史』島地大等 隆文館

- 『日本仏教教学史』 島地大等 中山書房
- 『日本佛教の開展とその基調』 裕慈弘 名著普及会
- 『本覚思想論』 田村芳朗 春秋社
- 『日本仏教論』 田村芳朗 春秋社
- 『大正新脩大藏経』 大蔵出版
- 『国訳一切経』 大東出版
- 『日蓮大聖人に背く日本は必ず亡ぶ』 浅井昭衛 富士大石寺頭正会
- 『日蓮大聖人に帰依しなければ日本は必ず亡ぶ』 浅井昭衛 富士大石寺頭正会
- 『日蓮大聖人の仏法 改訂版』 浅井昭衛 富士大石寺頭正会
- 『浅井昭衛先生講演集』 富士大石寺頭正会
- 『頭正新聞』 頭正新聞社
- 『大石寺証惑頭本書』 本門堂
- 『富士宗学要集』 日蓮正宗大石寺
- 『日蓮正宗要義』 日蓮正宗宗務院 大日蓮出版
- 『平成新編日蓮大聖人御書』 日蓮正宗大石寺 大日蓮出版
- 『諸宗破折ガイド』 宗旨建立七五〇年慶祝記念出版委員会 大日蓮出版
- 『正・統創価学会のいうことはこんなに間違っている』 日蓮正宗法義研鑽委員会 大日蓮出版
- 『迷走する頭正会を斬る』 櫻川忠 日新報道
- 『内外情勢の回顧と展望』 公安調査庁
- 『現代用語の基礎知識』 自由国民社